

平成27年度第1回鳥取県社会福祉審議会次第

日時：平成27年10月29日（木）

午後1時50分～3時30分

場所：白兎会館 飛翔 東の間

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

【説明事項】

社会福祉審議会の概要説明について・・・・・・・・・・・・ 資料1

【審議事項】

- ア 役員（委員長）選出
- イ 副委員長、所属する専門分科会及び部会の決定
- ウ 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金について・・・・・・・・ 資料2
- エ 鳥取県社会福祉審議会規程の改正について・・・・・・・・ 資料3

【報告事項】

- オ 放課後児童クラブの施設整備について・・・・・・・・ 資料4
- カ 安心子ども基金事業保育所緊急整備事業・・・・・・・・ 資料5
- キ 保育所等整備交付金・・・・・・・・・・・・ 資料5
- ク 福祉のまちづくり条例の一部改正について・・・・・・・・ 資料6
- ケ 倉吉市で発生した乳児死亡事案について・・・・・・・・ 資料7
- コ 「鳥取県生活困窮世帯等の子どもの教育環境向上のための推進協議会」
の開催概要について・・・・・・・・・・・・ 資料8
- サ 指定居宅介護支援事業者の指定取消処分等について・・・・・・・・ 資料9
- シ 指定居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定取消処分
について・・・・・・・・・・・・ 資料10
- ス 児童福祉専門分科会の決議事項の報告について・・・・・・・・ 資料11

4 そ の 他

5 閉 会

社会福祉審議会の概要

1 社会福祉審議会とは

社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を専門家の立場から調査・審議するために都道府県並びに指定都市及び中核市に設置されるもので、各福祉事業に関する事項を調査し、知事の諮問に対して答申を行い、関係行政機関への意見も具申することにより、県民の福祉向上に寄与することを目的として設置されるもの。

【根拠法令】社会福祉法第7条

2 審議会の委員

社会福祉審議会は、鳥取県社会福祉審議会条例により委員26人以内で組織すると規定され、都道府県議会の議員、社会福祉事業に従事するもの、学識経験者のうちから知事が任命する。

また、身体障害者手帳の障害程度を医学的に判定するなど特別の事項を調査するため臨時委員を置くことができる。

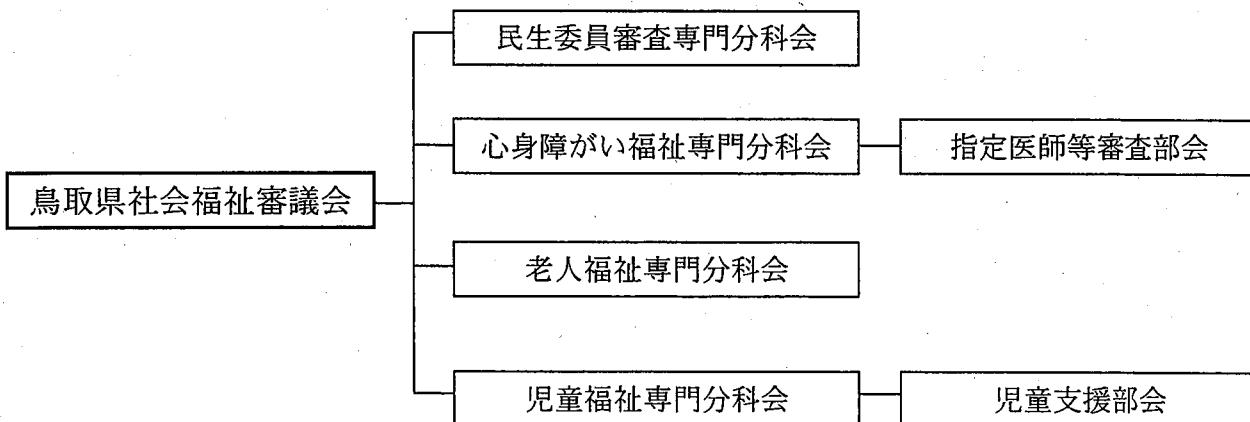
【鳥取県社会福祉審議会の委員数】

鳥取県社会福祉審議会は、委員26人、臨時委員11人の合計37人で構成されている。

3 審議会の構成

社会福祉審議会の所掌事項は、福祉全体にわたるため、より深く調査・審議するための専門分科会及びその専門分科会内に審査部会が設置されている。

【鳥取県社会福祉審議会の構成】



4 社会福祉審議会における審議事項

(1) 本会議

社会福祉法人設立認可、社会福祉施設整備の審査を行う。

(2) 専門分科会、部会

専門分科会、審査部会の名称	主な所掌事務
民生委員審査専門分科会	<ul style="list-style-type: none">・民生委員の適否の審査に関する事項・民生委員の解嘱の審査に関する事項
心身障がい福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none">・身体障がい者、知的障がい者及び心身障がい児の福祉に関する事項・要保護児童（心身障がい児に限る）の措置の審査に関する事項
指定医師等審査部会	<ul style="list-style-type: none">・身体障害者手帳に係る診断医の指定及び指定の取消しに係る審査に関する事項・身体障がい者の障がい程度の審査に関する事項・自立支援医療を担当する医療機関の指定又は指定の取り消しに関すること。
老人福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none">・老人の福祉に関する事項の調査審議・養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置認可の取消しに係る審査に関する事項
児童福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none">・児童（心身障がい児を除く。）、妊産婦及び母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項・里親又は保護受託者の認定の審査に関する事項
児童支援部会	<ul style="list-style-type: none">・要保護児童（心身障害児を除く）の措置の審査に関する事項・児童虐待の分析、調査研究及び検証に関する事項

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十三条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十四条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

鳥取県社会福祉審議会条例（平成12年3月28日公布）

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第7条から第12条まで並びに社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第2条及び第3条に定めるもののほか、鳥取県社会福祉審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、社会福祉法第12条第1項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員26人以内で組織する。

(任期)

第4条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務の代理)

第5条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、社会福祉法第12条第2項の規定により読み替えて適用する同法第11条第1項及び第2項の規定により、民生委員審査専門分科会、心身障がい福祉専門分科会、老人福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会を置く。

2 各専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
3 各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
5 前2条の規定は、専門分科会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

平成27年10月29日
障がい福祉課

I 目的

平成28年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議の実施に当たり、満たすべき基準の整理と、優先順位を付すための県基準を定める。(平成28年度の国庫協議方針は現時点不明であるが、一県当たりの協議数制限又は予算制限が設定された場合は、本基準により優先順位の高いものから国庫協議を行うこととする。)

II 選定方法

国が設定している選定対象施設の基準を満たす事業について、県施策として優先すべき基準により国庫協議を行う事業の優先順位を付す。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議の実施に当たり、県の優先順位を付す必要があるため、国が示している留意事項及び県施策として優先すべき基準により国庫協議を行う事業の優先順位を付す。

1 国留意事項

項目	内容
(1) 障害福祉計画との適合性	現行の障害福祉圏域及び市町村の障害福祉サービスの需要見込みとサービスの提供体制を比較し優先度が高いと考えられるもの。
(2) 実態把握に基づく施設整備計画	①単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められること。 ②施設の整備目的、計画等が具体的であること。
(3) 関係市町村との調整	①関係市町村との調整が行われていることを前提とし、新たに事業所を創設する場合には整備予定地の市町村長の意見書が添付されていること。 ②施設の建設に当たっては、近隣住民に対する説明や対応を十分に行い理解を得ること。
(4) 用地確保	建設用地の確保が確実であること。
(5) 実施主体の適格性	①役員構成、資金計画等が適正で、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能と考えられるもの。 ②法人の指導監督を担当する部局に対し意見を求めるなど当該施設を設置する適格性について厳格な審査を行うこと。
(6) 民間補助金との重複	民間補助金の申請と重複しないこと。
(7) 事業実施の確実性	障害福祉サービスの趣旨、利用対象者、指定基準、報酬等を十分検討し着実に事業が実施できると考えられるもの。
(8) 立地等	創設の場合は、障がい者が地域社会と日常的に交流出来るよう立地等で配慮されているもの。
(9) グループホームの立地・規模等	① 創設の場合は、住宅又は住宅と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ原則として入所施設、病院の敷地外にあること。 ② 創設の場合は1共同生活住居の定員が4人以上10人以下であるもの。

2 県優先項目

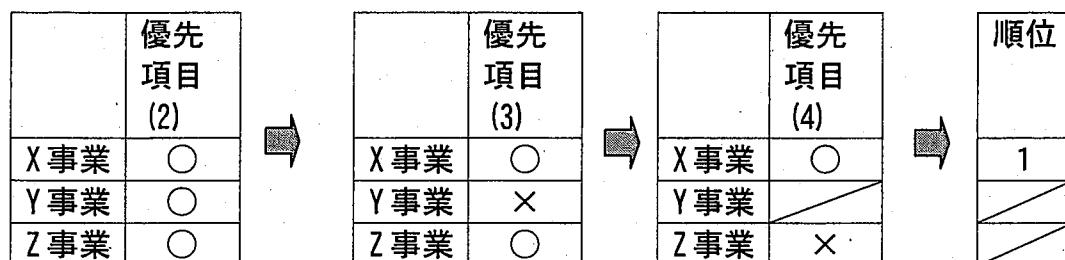
整備区分	優先項目	理由
B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備	(1) グループホームにスプリンクラーを設置する大規模改修。（消防法上の設置義務のある事業所に限る。）	消防法施行令改正により既存グループホームのうち支援区分の高い者が大半を占めるグループホームにスプリンクラー設置義務が生じたことによる。
A 定員を増加させる整備	(1) 圏域におけるサービス提供体制（定員）の、県障害福祉計画の整備計画達成率がより少ないサービスの整備。	圏域において不足しているサービスを充足させるため。
	(2) ①強度行動障がい者、②重度障がい児者、③精神障がい者（グループホームに限る）を対象とするもの。（①、②、③の順で優先とする。）	・入所施設、病院、自宅からの移行ニーズ及び在宅生活の支援のため地域の受け皿となる環境の整備が必要。 ・特定のケアが必要な方への受け皿の拡大が必要。
	(3) 増加する定員がより多いもの。	地域における受け皿の拡大
	(4) 市町村におけるサービス提供体制（定員）の、県障害福祉計画の整備計画達成率がより少ないサービスの整備。	市町村において不足しているサービスを充足させるため。
	(5) 過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。	事業の公平性を確保するため。
	(6) 整備予定が、合併前の旧4市以外に位置するもの。	
	(1) 安全確保のために早急な改修が必要となる修繕等。	利用者への影響の大きさを踏まえ、より必要性の高い事業を優先的に扱う。
	(2) 利用者の処遇改善のために必要となる修繕等。	
B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備	(3) (1)、(2)以外の修繕等	
	(4) 入所施設又は居住サービス事業所である。	
	(5) ①強度行動障がい者、②重度障がい児者を対象とするもの。（①、②の順で優先とする。）	
	(6) 圏域におけるサービス提供体制（定員）の、県障害福祉計画の整備計画達成率がより少ないサービスの整備。	
	(7) 耐用年数に対する経過年数の割合が高いもの。	
	(8) 過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。	

3 協議順位の決定方法

- ア 原則、「A 定員を増加させる整備」を優先とする。(スプリンクラー整備を除く。)
- イ 「A 定員を増加させる整備」において、圏域におけるサービス提供体制が、県障害福祉計画の整備計画を上回る場合は、「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」の方を優先とする。
- ウ 優先すべき項目(1) 圏域におけるサービス提供体制がより少ないサービスの整備において、複数の整備がある場合は、段階的に(2)、(3)・・とし、各段階の項目を順次満たす事業に決定する。
- エ 順位が決定した場合は、当該順位における整備後の圏域におけるサービス提供体制において、以下の順位を決定する。

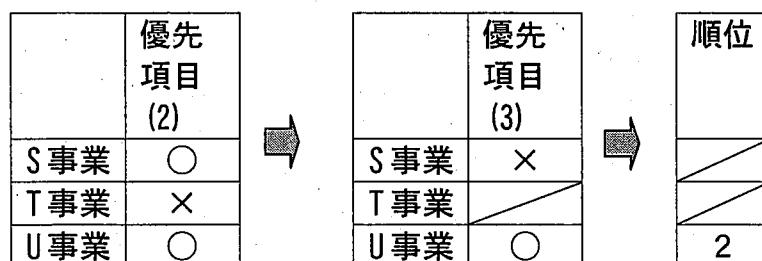
<例>

優先項目(1)で、東部圏域のグループホームが一番、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制が低く、東部圏域のグループホームの整備をX、Y、Zが希望している場合。



上図のとおり段階的に(2)、(3)・・とし、各段階の項目を順次満たしたXが1位と決定。1位となったXの整備を行なったとして、東部圏域のグループホームの県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制を修正。

これにより、中部圏域の生活介護が一番、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制が低く、中部圏域の生活介護の整備をS、T、Uが希望している場合。



同様に、段階的に(2)、(3)・・とし、各段階の項目を順次満たすU事業2位と決定。2位となったUの整備を行なったとして、中部圏域の生活介護の県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制を修正し、その後、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制が一番低いものが優先とする。

鳥取県社会福祉審議会規程の改正について

H27.10.29 福祉保健課

社会福祉審議会の運営等を定める「鳥取県社会福祉審議会規程」について、以下のとおり改正するもの。

<改正案>

- ① 児童福祉専門分科会の分掌事務に「児童福祉法第35条第6項の規定による意見に関し、審議すること。」を追加する（第4条）
- ② 本規程の根拠条文について、「鳥取県社会福祉審議会条例第8条の規定により」を「鳥取県社会福祉審議会条例第9条の規定により」に改める（第1条）

<改正を行う理由>

①児童福祉専門分科会の分掌事務の追加について

平成27年4月1日に改正された児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第6項において「都道府県知事は、第4項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会の意見を聞かなければならない。」との条文が追加された。

このことから、今回社会福祉審議会規程を改正し、児童福祉専門分科会の分掌事務に児童福祉法第35条第6項に規定される業務を追加することとする。

②本規程の根拠条文の条ずれに伴う改正について

鳥取県社会福祉審議会条例が改正された際に、社会福祉審議会の運営に関する条項が第9条と条ずれしていたところ、関連する条文である鳥取県社会福祉審議会規程第1条が改正されていなかったため、今回改正することとする。

(参考) 児童福祉法（抜粋）

第35条第4項 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

第5項 略

第6項 都道府県知事は、第4項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聽かなければならない。

鳥取県社会福祉審議会規程（新旧対照表）

改正後	改正前
(目的) 第1条 この規程は、鳥取県社会福祉審議会条例（平成12年鳥取県条例第8号） <u>第9条</u> の規定により、鳥取県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この規程は、鳥取県社会福祉審議会条例（平成12年鳥取県条例第8号） <u>第8条</u> の規定により、鳥取県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。
(副委員長) 第2条 1・2 略	(副委員長) 第2条 1・2 略
(部会の設置等) 第3条 1～5 略	(部会の設置等) 第3条 1～5 略
(分科会の分掌事務) 第4条 1～3 略 4 児童福祉専門分科会は、次に掲げる事務を分掌する。 (1)～(3) 略 <u>(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第6項の規定による意見に関し、審議すること。</u> <u>(5) 略</u> <u>(6) 略</u> <u>(7) 略</u>	(分科会の分掌事務) 第4条 1～3 略 4 児童福祉専門分科会は、次に掲げる事務を分掌する。 (1)～(3) 略 <u>(4) 略</u> <u>(5) 略</u> <u>(6) 略</u>
(部会の分掌事務) 第5条 1 略 2 児童支援部会は、次に掲げる業務を分掌する。 (1) 略 <u>(2) 第4条第4項第7号の業務</u>	(部会の分掌事務) 第5条 1 略 2 児童支援部会は、次に掲げる業務を分掌する。 (1) 略 <u>(2) 第4条第4項第6号の業務</u>
(専門分科会の召集) 第6条 略	(専門分科会の召集) 第6条 略
(部会の召集等) 第7条 1～5 略	(部会の召集等) 第7条 1～5 略
(専門分科会の決議等) 第8条 略	(専門分科会の決議等) 第8条 略
(部会の決議等) 第9条 略	(部会の決議等) 第9条 略
(雑則) 第10条 略	(雑則) 第10条 略

附 則

この改正は、平成27年10月29日から施行する。

鳥取県社会福祉審議会規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥取県社会福祉審議会条例（平成12年鳥取県条例第8号）第9条の規定により、鳥取県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(副委員長)

第2条 審議会に、委員長の指名により副委員長を置く。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。

(部会の設置等)

第3条 心身障がい福祉専門分科会に、より専門的な調査審議をするため指定医師等審査部会を置く。

- 2 児童福祉専門分科会に、より専門的な調査審議をするため児童支援部会を置く。
- 3 児童支援部会に属すべき委員及び臨時委員は、児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 各部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

(分科会の分掌事務)

第4条 民生委員審査専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。

- (1) 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議すること。
- (2) 民生委員法（昭和23年法律第198号）第11条第2項の規定による同意に関し、審議すること。
- 2 心身障がい福祉専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。
 - (1) 身体障がい者、知的障がい者及び心身障がい児の福祉に関する事項を調査審議すること。
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「身障法」という。）第15条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第78号。以下「令」という。）第3条第3項の規定による意見に関し、審議すること。
 - (3) 令第5条第1項の規定による諮問に関し、審議すること。
 - (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第6項の規定による諮問のうち、心身障がい児に関する事項に関し、審議すること。
 - (5) 児童福祉法第8条第7項の規定による知的障がい者及び心身障がい児の福祉を図るため、芸術、出版物、がん具、遊具等を推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告を行うこと。

3 老人福祉専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。

- (1) 老人の福祉に関する事項を調査審議すること。
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第19条第2項の規定による意見に関し、審議すること。

4 児童福祉専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。

- (1) 児童、妊産婦及び母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項を調査審議すること。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第6項の規定による諮問（心身障害児に関するものを除く。）に関し、審議すること。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の15第3項の規定による意見に関し、審議する

こと。

- (4) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 6 項の規定による意見に関し、審議すること。
- (5) 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 29 条の規定による意見に関し、審議すること。
- (6) 児童福祉法第 8 条第 7 項の規定による児童の福祉を図るため、芸能、芸術、出版物、がん具、遊具等を推薦又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告を行うこと。
- (7) 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 4 条第 5 項の規定による分析、調査研究及び検証を行うこと。

（部会の分掌事務）

第 5 条 指定医師等審査部会は、次に掲げる業務を分掌する。

- (1) 第 4 条第 2 項第 1 号のうち、障害者自立支援法第 54 条の 2 による指定自立支援医療機関の指定、及び同法第 68 条による指定自立支援医療機関の取消について、専門的審査が必要となる事項に關し、審議すること。
- (2) 第 4 条第 2 項第 2 号の規定による意見に関し、審議すること。
- (3) 第 4 条第 2 項第 3 号の規定による諮問に關し、審議すること。

2 児童支援部会は、次に掲げる業務を分掌する。

- (1) 第 4 条第 4 項第 2 号の業務
- (2) 第 4 条第 4 項第 7 号の業務

（専門分科会の召集）

第 6 条 専門分科会は、委員長が必要と認めたとき、又は専門分科会長が審議すべき事項を示して要請し、その必要があると認めたとき、委員長が召集する。

（部会の召集等）

第 7 条 部会は、専門分科会長が必要と認めたとき、召集する。

- 2 部会は、部会長が議長となる。
- 3 部会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 部会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門分科会の決議等）

第 8 条 審議会は、第 4 条第 2 項第 1 号（ただし、第 5 条第 1 項第 1 号の業務に限る。）、第 2 号、第 3 号及び第 4 号、同条第 3 項第 2 号、同条第 4 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号の規定による専門分科会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。ただし、この場合には、次の審議会に報告するものとする。

（部会の決議等）

第 9 条 専門分科会は、部会の決議をもって、専門分科会の決議とすることができる。ただし、この場合には、次の専門分科会に報告するものとする。

（雑則）

第 10 条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は委員長が別途定める。

附 則

この規程は、平成 12 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 7 月 29 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 2 月 17 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 27 年 10 月 29 日から施行する。

放課後児童クラブ施設整備事業に係る社会福祉審議会における審査について

平成27年10月13日

子育て応援課

平成27年度に市町村が実施する放課後児童クラブの施設整備に係る対象施設の選定については、国の通知に基づき平成27年2月9日開催の鳥取県社会福祉審議会で審査いただき国庫補助協議を行いました。

その後、追加で計画された羽合第1放課後児童クラブの改築については、国への協議の締切が平成27年8月21日であったため、やむを得ず前委員長に内容を御説明、了解を得て既に国へ協議を行っております。

この度、今年度第1回社会福祉審議会が開催されるに当たり、本追加案件について報告いたします。

【参考】審査に係る国の通知「放課後児童クラブ整備費の国庫補助に係る協議等について（平成27年4月10日付府子本第19号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）通知）」

4 協議対象施設の選定について

(1) 選定基準

協議対象放課後児童クラブについて、次の基準に照らして十分な審査を行われたい。

ア 市町村の整備計画

協議対象放課後児童クラブについて、①子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき定めた市町村子ども・子育て支援事業計画における位置付け②次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定に基づき市町村が策定する市町村行動計画において、整備予定の放課後児童クラブが放課後子供教室と一体的に実施されるものとして、具体的に記載されていることを確認すること。

イ 事業実施の担保

市町村が、本交付金を財源の一部として、社会福祉法人等に対して補助金を交付する事業については、間接補助先となる社会福祉法人等の役員構成、資金計画等が適正で、放課後児童クラブの整備はもとより、健全で安定した法人運営が可能であることを確認すること。

ウ 用地確保状況の把握

契約書等の権利関係を示す客観的資料により建設用地の確保が確実であること。

エ 民間補助金との調整

協議対象放課後児童クラブが民間補助金の申請と重複しないこと。

(2) 選定手続き

ア 審査及び公表

(ア) 協議対象放課後児童クラブの選定に当たっては、妥当性、協議基準との整合性について、放課後児童クラブ整備担当以外の部局等を加えた合議制による審査を経て決定すること。

(イ) 協議を行う放課後児童クラブについては、各都道府県において公表すること。

公表は、設置主体（市町村又は社会福祉法人等）の名称及び事業計画（施設、施設種別、定員、工事区分）について行うこと。

なお、法人設立を伴う場合は、設置主体の名称は設立準備委員会の名称とし、役員就任予定者も公表すること。

また、設置主体と運営主体が異なる場合は、運営主体の名称も公表すること。

平成27年度放課後児童クラブの施設整備について

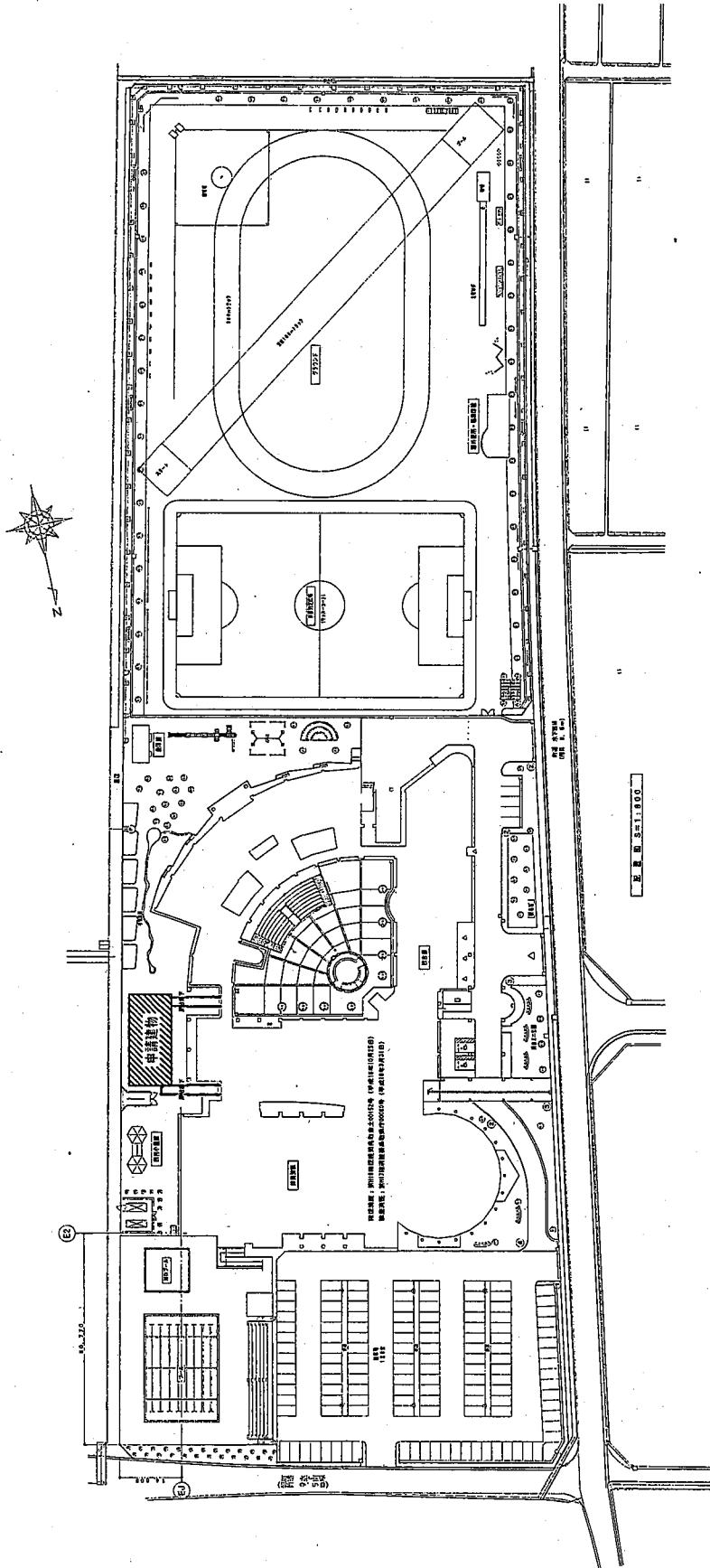
(単位:千円)

区域	種別	整備予定地	施設名	設置主体	事業費	事業計画の概要			協議基準	整備年度		
						内訳		町費				
						交付金 〔負担割合〕	国費 〔1/3〕					
中部	放課後児童クラブ	湯梨浜町立羽合小学校敷地内 (湯梨浜町はわい長瀬535)	羽合第1放課後児童クラブ (改築)	湯梨浜町	45,714 (35,954)	11,984	11,984	21,746	羽合第1、第2放課後児童クラブは、現在、羽合西コミュニティ(旧羽合西小学校)において、それぞれ活動を行っているが、児童数の増加により、クラブへの参加者も増加してきており、現在の場所での実施が難くなっている。このことを踏まえ、放課後児童クラブの開設場所の確保を目的として、羽合小学校を改築(一般教室と放課後児童クラブ開設場所の併設)し、羽合第1放課後児童クラブをそちらに移設することで、児童の活動スペースを確保するもの。	○ アウ	○ 平成27年度	

※ () 内の数字は交付基準額

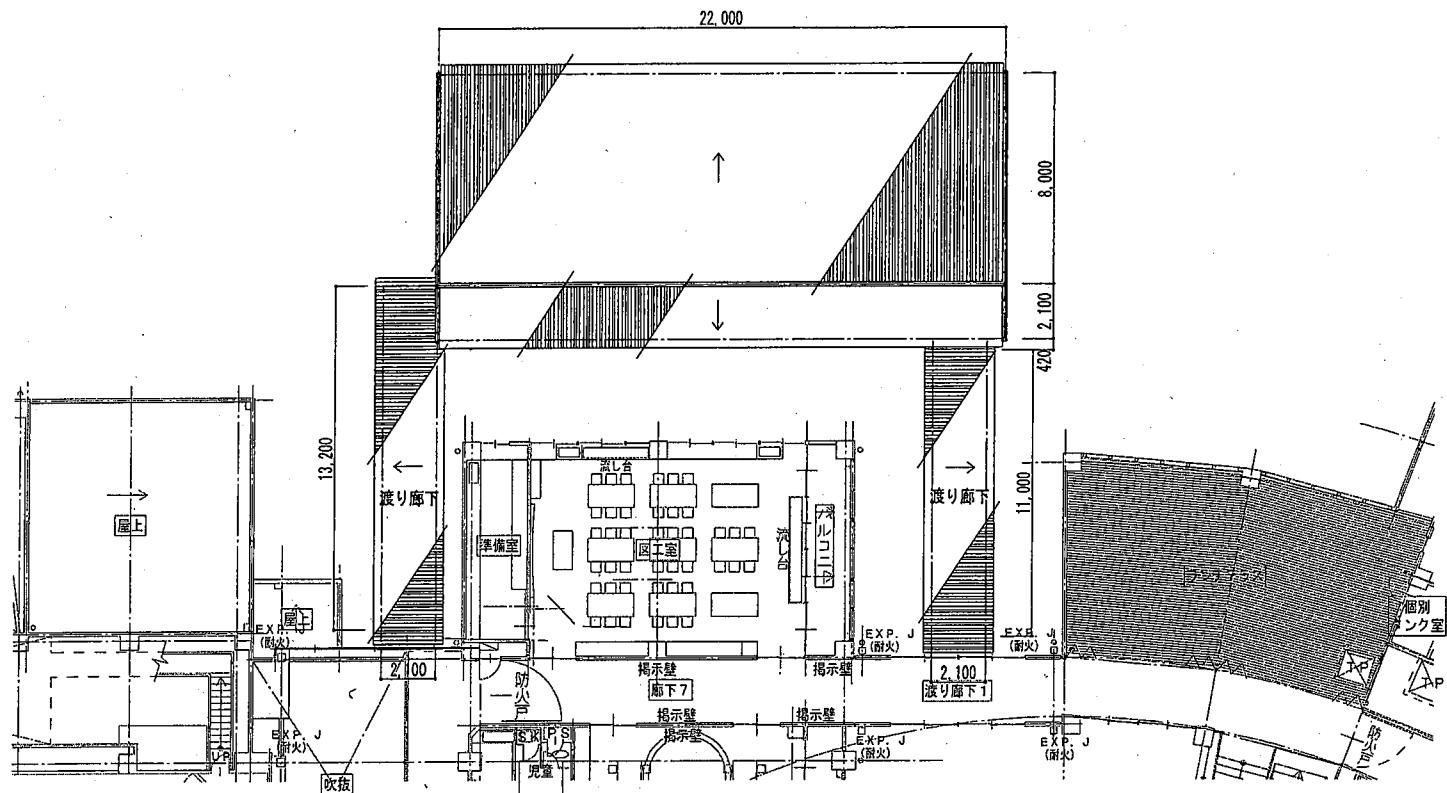
また、移設後は、放課後子ども総合プランの推進を図るため、放課後子ども教室と一緒に事業を実施する。

- (1) 建物の構造 鋼骨造
- (2) 利用定員数 48人
- (3) 延べ床面積 101m²
- (4) スケジュール
 - ・着工時期 平成27年 10月頃
 - ・完成時期 平成28年 3月頃
 - ・開所時期 平成28年 4月頃

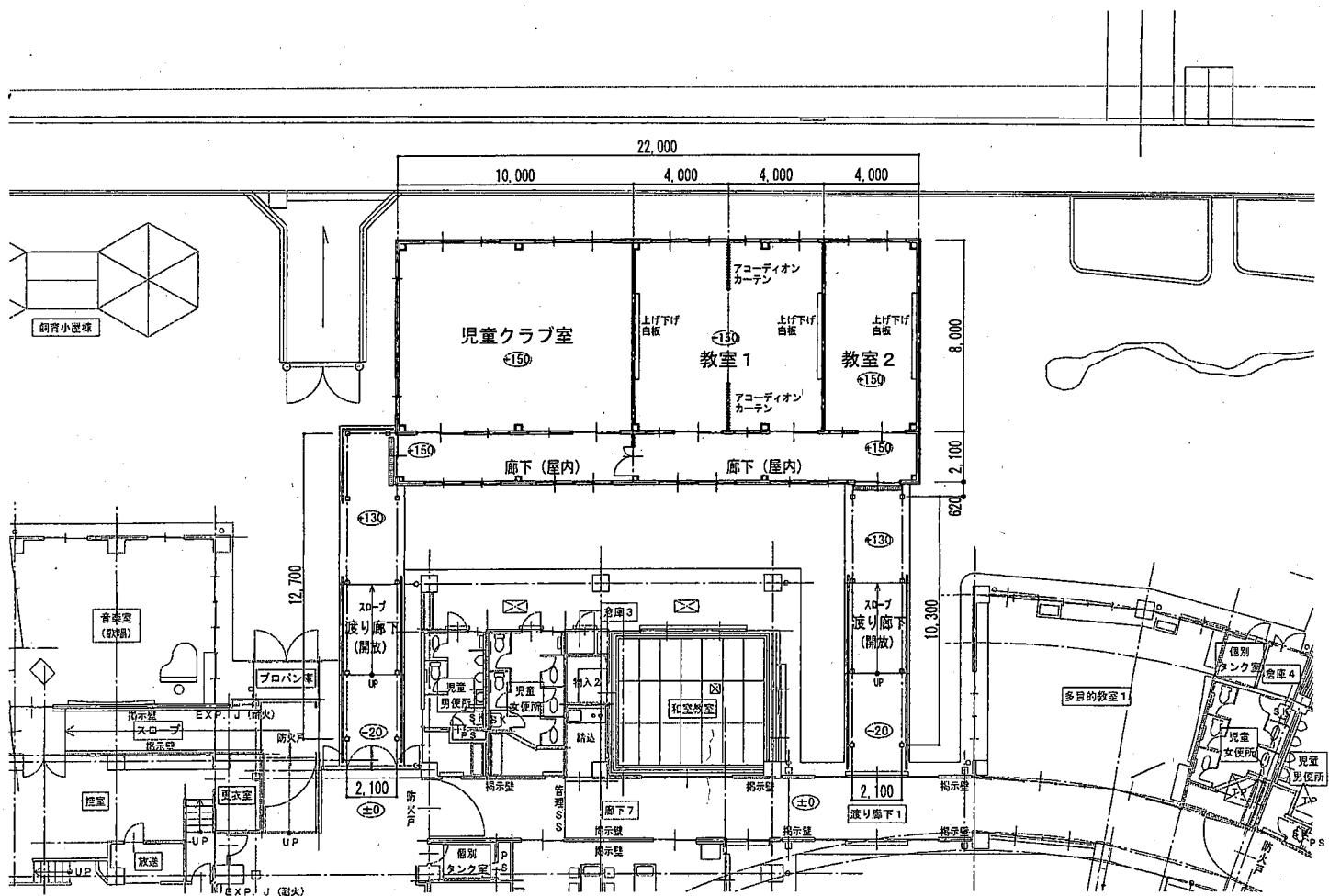


株式会社 白兎設計事務所		大日本製紙 会員登録番号 第15-120 会員登録料 (一回) 約15,000円 電話番号 (03) 1885-21	DRAWING BY — 施設設備部 — 31461号 — 1面 — 1面
CHECKED BY		PROJECT NO — 31463-3 DRAWING NO — 10 SCALE — 1:100	
		DATE — 1965.10	
		REMARKS BY	

羽合小学校増築計画 S=1:200



屋根伏図（2階平面図） S=1:200



1階平面図 S=1:200

凡例 (±0) 等は床レベルを表す

**安心こども基金、保育所等整備交付金により整備を行う
保育所に係る報告について**

平成27年10月29日
子育て応援課

私立保育所の施設整備等を実施する事業者に補助を行う市町村に対して、「安心こども基金保育所等緊急整備事業」に加えて今年度から開始した「保育所等整備交付金」のいずれかを活用し、補助を行っているところです。保育所の整備については、保育の実施主体が市町村にあり、県が対象施設を選定する余地がないため、社会福祉審議会へは報告事項により対応しております。

このたび、平成27年度に施設整備を実施する保育所について2件報告いたします。

【参考】平成27年度社会福祉審議会等における審査・報告事項について

2 報告事項について

【基本的な考え方】

- ①施設整備国庫補助金（交付金を含む）を原則審査事項としつつも、国へ国庫補助協議を行う必要のないものや県が対象施設を選定する余地のないもの等については審査事項とせず、報告事項により対応する。
- ②単県の施設整備補助金について、財源が県へ移譲された高齢者施設整備は報告事項とする。（比較的事業規模が大きいこと、県計画でユニット化個室の整備目標を定めていることによる。）
- ③その他、全額自己負担の整備事業であっても、整備計画で制限数を設けている施設整備については原則報告事項とする。

1 津ノ井保育園施設整備（安心こども基金保育所等緊急整備事業）

(1) 事業の目的

- 園舎の移転新築（既存園舎の老朽化、送迎時の交通混雑の緩和）
- 建物面積の拡大（待機児童対策及び保育環境の改善）
- 老人福祉施設との併設

(2) 事業計画

所在市町村	鳥取市
施設名	津ノ井保育園（認可保育所）
整備区分	増改築
設備予定地	鳥取市津ノ井
設置主体	社会福祉法人鳥取福祉会
保育所定員 ※()内整備前	110人（予定） (90人)
整備概要	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和52年に建設された現園舎が老朽化しており、園舎の建替えを検討している中で、現在送迎時の路上駐車の問題もあり、別の場所で老人福祉施設と併設するかたちで移転新築することとなった。 ・保育室等建物の面積を広げ、定員を現在より20名増加させる。 ・延床面積 整備前 540.1 m² 整備後 938.0 m²（計画）
事業期間	平成27年3月～平成28年1月（予定）

(3) 事業費(予定)

(単位:千円)

事業費	内訳		
	補助金額		自己財源
	安心こども基金	市費	
403,350	105,105	103,767	194,478

2 リトルえんぜる保育園施設整備(保育所等整備交付金)

(1) 事業の目的

○待機児童の解消を図るために待機児童の多い低年齢専用の保育所(0~2歳児各20名)を創設

(2) 事業計画

所在市町村	米子市		
施設名	リトルえんぜる保育園(認可保育所(予定))		
整備区分	創設		
設備予定地	米子市旗ヶ崎		
設置主体	社会福祉法人めぐみの風		
保育所定員 ※()内整備前	60人(予定) (一)		
整備概要	<ul style="list-style-type: none"> ・開園予定日:平成28年4月1日 ・米子市において、年度当初の待機児童は0人であるが、年度途中から年度末まで低年齢児を中心に受入先がない状態が続く。低年齢児の保育ニーズに対応した、3歳未満児に特化した保育所を新設する。 ・延べ床面積:660.75m² 		
事業期間	平成27年8月~平成28年1月(予定)		

(3) 事業費(予定)

(単位:千円)

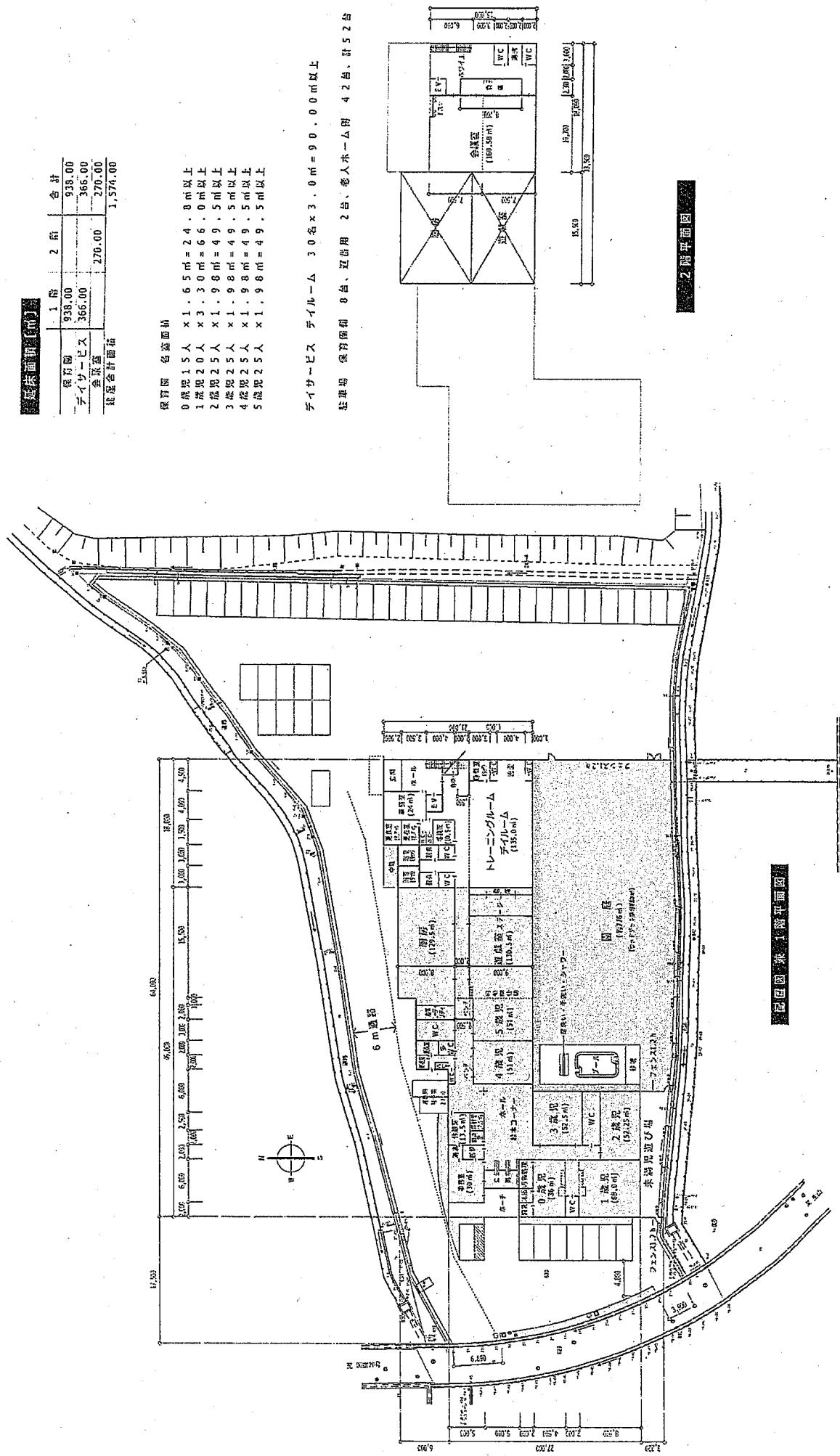
事業費	内訳		
	補助金額		自己財源
	国費	市費	
196,020	105,345	13,168	77,507

3 事業の比較

	安心こども基金(H21~)	保育所等整備交付金(H27~)
実施主体	市町村	市町村
対象施設	保育所(幼保連携型認定こども園の保育所部分を含む)	保育所(幼保連携型認定こども園の保育所部分を含む)
対象事業	創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等	創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等
補助率	基金(国)1/2(※2/3)、市町村1/4(※1/12)、事業者1/4 ※待機児童解消加速化プランに参加するなどの要件に該当する	国1/2(※2/3)、市町村1/4(※1/12)、事業者1/4 ※待機児童解消加速化プランに参加するなどの要件に該当する

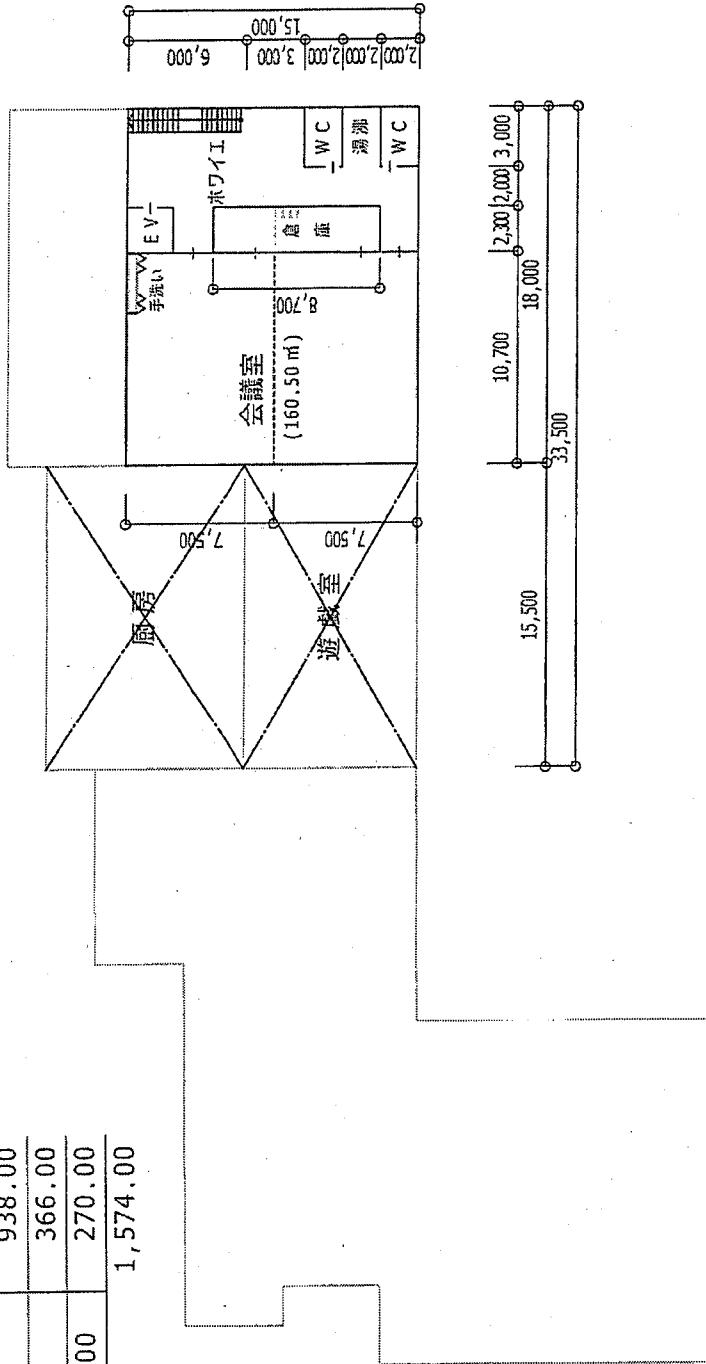
津ノ井保育園(参考資料)平面図

20140707



延床面積 [m²]

	1 階	2 階	合計
保育園	938.00		938.00
デイサービス	366.00		366.00
会議室		270.00	270.00
建屋合計面積			1,574.00



2階平面図

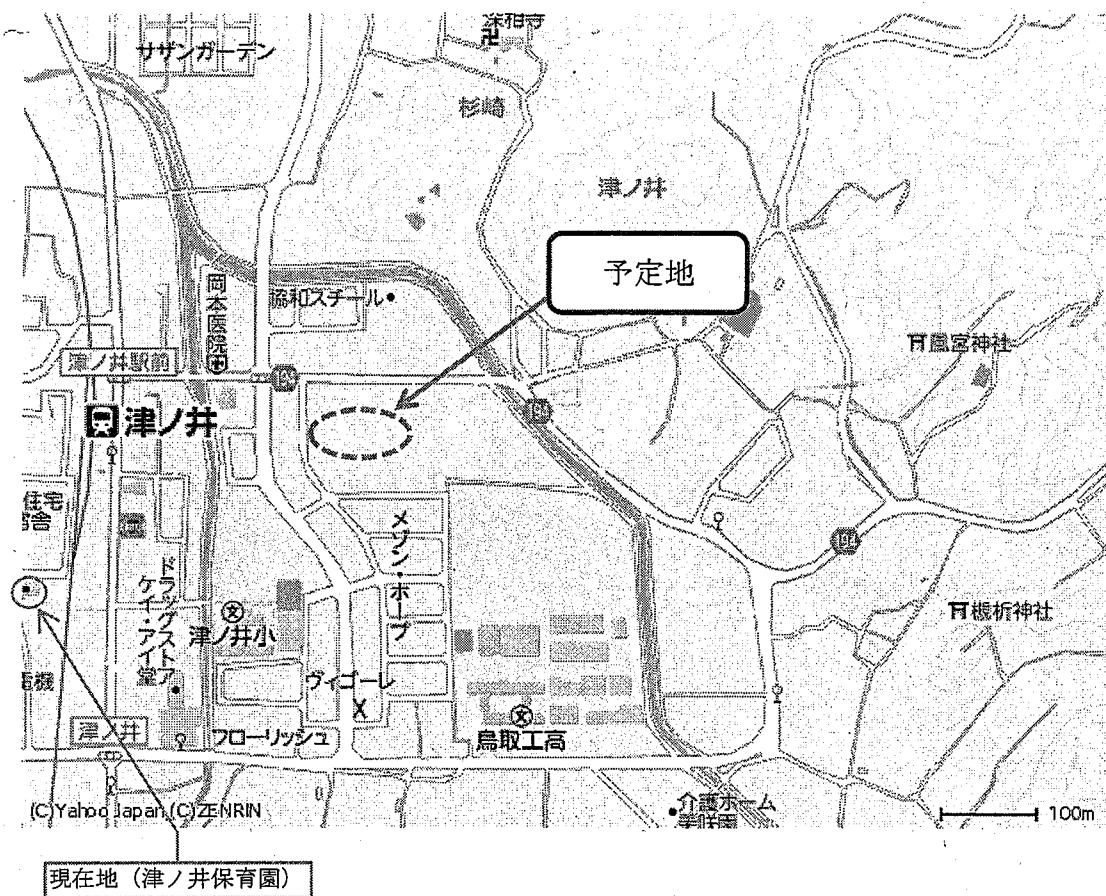
保育園 各室面積

0歳児 1人	× 1 . 6	5 m = 2 4 . 8 m 以上
1歳児 2人	× 3 . 3 0 m = 6 6 . 0 m 以上	
2歳児 2人	× 1 . 9 8 m = 4 9 . 5 m 以上	
3歳児 2人	× 1 . 9 8 m = 4 9 . 5 m 以上	
4歳児 2人	× 1 . 9 8 m = 4 9 . 5 m 以上	
5歳児 2人	× 1 . 9 8 m = 4 9 . 5 m 以上	

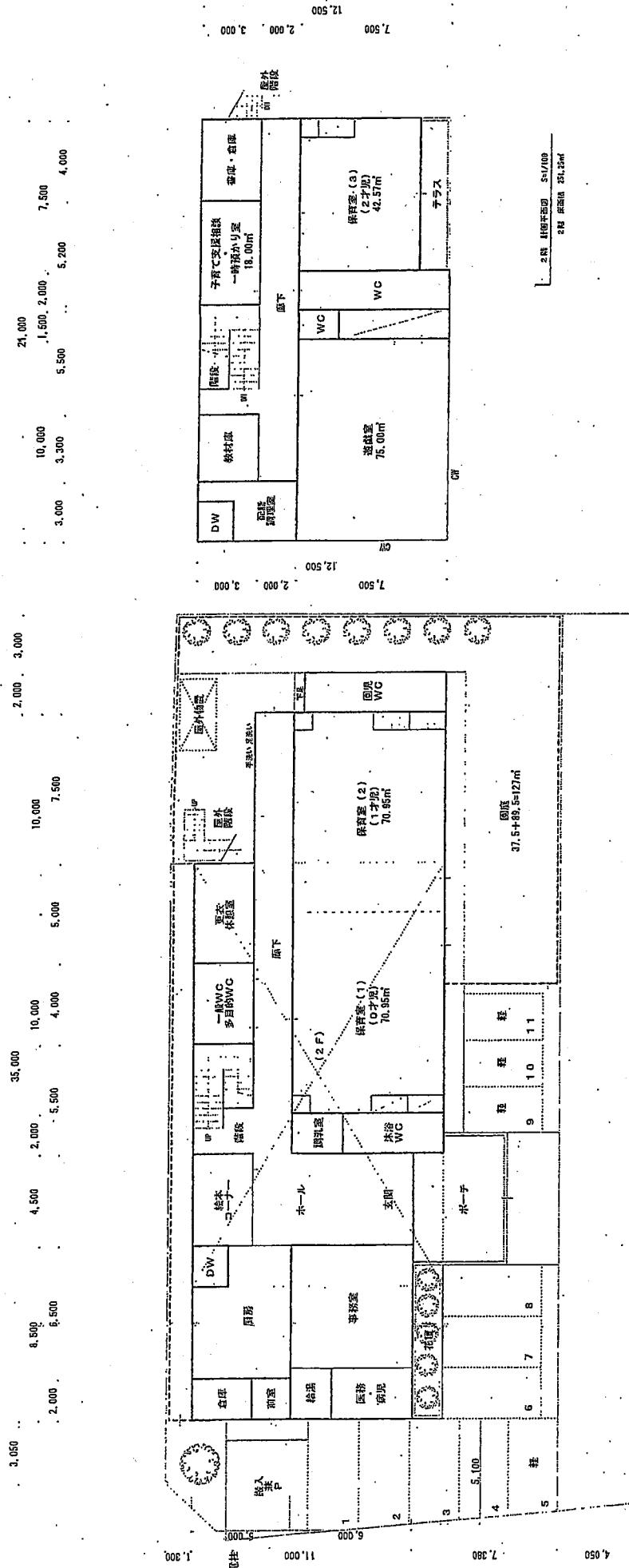
デイサービス デイルーム 30名 × 3 . 0 m = 90 . 00 m² 以上

駐車場 保育園側 8台、運番用 2台、老人介護側 42台、計 52台

(参考資料) 津ノ井保育園 建設予定地



参考資料 リトル元んぜる保育園 平面図



案
下

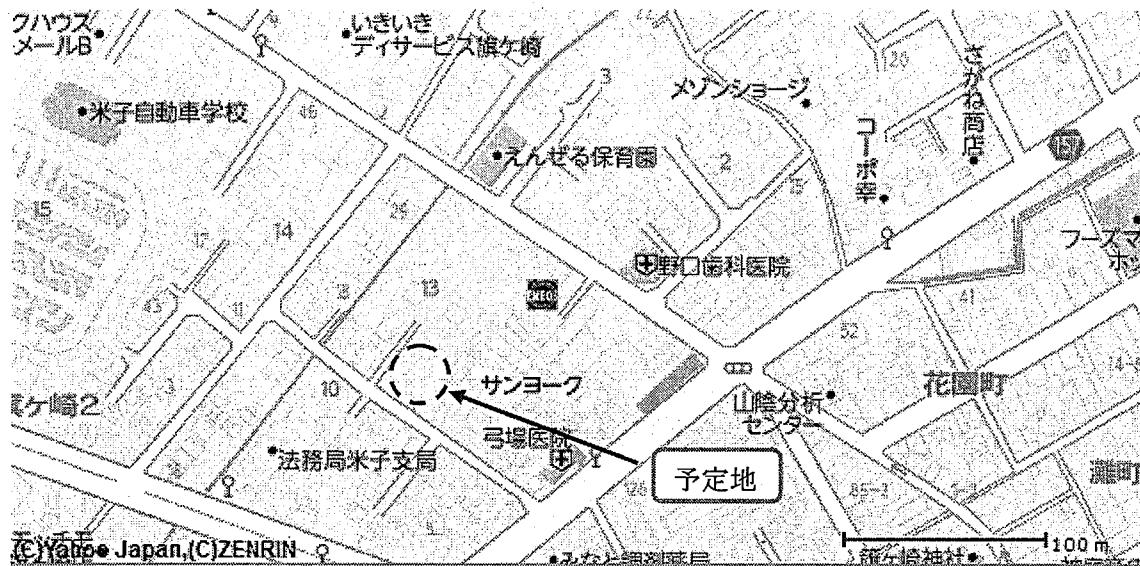
1号	北回归线西段	S=1/100
1W	往西经	400.50m
东→东偏东	650.75m	(199.9T)
1E	往东经	412.75m

DRAWING NO. B

社会福祉法人めぐみの丘 第二保育創造工事

PROJECT NO. DATE
20117 2014.11
DRAWING NO. SCALE
A 1:144

(参考資料) リトルえんぜる保育園 建設予定地



バリアフリー法・鳥取県福祉のまちづくり条例に基づく施設整備基準の見直しについて皆様のご意見をお寄せください！

昨年度の全国障がい者芸術・文化祭とつとり大会開催によるバリアフリーに係る意識の高まりに加え、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催、鳥取県においても来年4月の第27回日本パラ陸上競技選手権大会開催の決定など、競技場の他、広く集客が見込まれる施設のバリアフリー化の必要性がさらに高まっています。

現行条例は、平成20年にバリアフリー法に基づく条例として全部改正されていますが、全部改正から7年が経過したことから、福祉のまちづくりのより一層の推進を図るために、施設の整備基準に付加する事項を見直し、より実効性を高めようとするものです。

については、この見直しに対する県民の皆様のご意見をお寄せください。

施設整備基準見直し案の概要

1 適合義務の対象となる特別特定建築物の規模の改正

- 鳥取県内では、平成20年の条例全部改正後に新築等された特別特定建築物の60%が、法・条例に定めるバリアフリーの基準を達成しています。
- 条例の趣旨が浸透し設計上のノウハウも蓄積されてきたことから、さらなるバリアフリー適合率の向上を目指して、新築等をする場合の建物の用途毎に整備義務対象となる面積の基準を引下げ、バリアフリーの基準適合率70%を目指します。

2 高齢者、障がい者等がより建築物を利用しやすくなるための整備項目の追加等

- これまで高齢者、障がい者、妊産婦、子育て中の方々等がより円滑に建築物を利用できるように、バリアフリー法による基準、県条例による上乗せ基準を設けていますが、この県の上乗せ基準を見直し、これまで盛り込んでいたなかった整備項目を追加します。



3 既存の建物を再活用しやすくなるための項目の見直し

- 既存建築物を活用した用途変更に係る見直しや、風除室が有る場合の庇設置義務の見直し等、既存の建物を再活用するために、対応が困難であった基準や代替手段が用意できる項目について、見直しを行います。

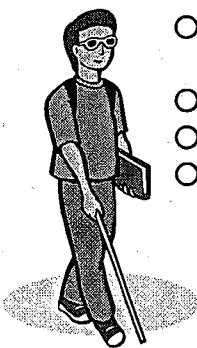
4 競技場の他、広く集客が見込まれる施設のバリアフリー基準の設定

- 劇場、競技場、映画館、演芸場、競技場以外の観覧場、公会堂及び集会場に設けられる客席・観覧席、また受付カウンター・水飲み器についての、適合遵守すべき基準を新たに定めます。



応募方法

次のいずれかでお願いします。



- 郵送 : 郵便番号 680-8570
(郵便番号のみで届きます。)
- ファクシミリ : 0857-26-8113
- 電子メール : sumaimachizukuri@pref.tottori.jp
- 意見箱への投函 : 郵送、ファクシミリ、電子メール、ホームページの応募フォームでお寄せいただくか、県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館に設置している意見箱へ投函してください。
また、市町村窓口でも提出できます。

※様式は自由です。(このチラシの裏面もご利用ください。)

提出・問合せ先

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課

電話 0857-26-7391 ファクシミリ 0857-26-8113

バリアフリー法・鳥取県福祉のまちづくり条例に基づく 施設整備基準の見直しへの意見募集 応募用紙

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 行 (FAX番号: 0857-26-8113)

※ ファクシミリで応募される場合は、このまま鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課まで、
電子メールの場合は、sumaimachizukuri@pref.tottori.jp あてにお送りください。

※項目が複数ある場合は、適宜紙を追加してください。

ご意見欄									

※ ご意見ありがとうございました。差し支えなければ下記もご記入をお願いします。

お住まい の市町村	※鳥取県外にお住まいの方は県名からの記入をお願いします。								
年代	<input type="checkbox"/> 10歳代まで	<input type="checkbox"/> 20歳代	<input type="checkbox"/> 30歳代	<input type="checkbox"/> 40歳代	<input type="checkbox"/> 50歳代	<input type="checkbox"/> 60歳代	<input type="checkbox"/> 70歳代以上		
性別	男・女								

バリアフリー法・鳥取県福祉のまちづくり 条例に基づく施設整備基準の見直し（案）

平成27年9月

鳥取県

バリアフリー施設整備基準の見直しについて

■背景

平成26年に障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）の批准、国内においても障害者基本法の改正等がなされる等、バリアフリーに関する法令が整備されました。

昨年度の全国障がい者芸術・文化祭とつり大会開催によるバリアフリーに係る関心の高まりに加え、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催、鳥取県においても来年4月の第27回日本パラ陸上競技選手権大会開催の決定など、競技場の他、広く集客が見込まれる施設のバリアフリー化の必要性がさらに高まっています。

現行条例は平成20年にバリアフリー法に基づく条例として全部改正されました。その後、平成24年に一部の基準（オストメイト対応水洗の設置面積）が改正されていますが、県内の意識が高まったこと、全部改正から7年が経過したことから、福祉のまちづくりのより一層の推進を図るため、施設の整備基準に付加する事項を見直し、より実効性を高めようとするものです。

・これまでの動き

平成26年12月	鳥取県福祉のまちづくり協議会にて、整備基準専門委員会設置に係る協議 第1回整備基準専門委員会…改正の方向性の整理
平成27年2月	第2回整備基準専門委員会…見直し方針の提示
平成27年3月	第3回整備基準専門委員会…条例見直し素案の提示
平成27年6月	平成27年度第1回福祉のまちづくり推進協議会…条例見直し素案の承認

・パブリックコメント後の予定

平成27年11月	県議会に条例附議
平成28年1月	新条例公布（周知期間3ヶ月）
平成28年4月	新条例施行

■法律と現行の条例の概要

バリアフリー法・鳥取県福祉のまちづくり条例に基づき建築物を整備義務対象となるのは、一定規模以上の建築物を新築し、増築し、改築し、又は用途変更（以下、「新築等」といいます）をして特別特定建築物（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で、法と条例で定められているもの）にする場合です。

新築する場合…建物の全体が整備義務対象

増築、改築、用途変更する場合…増築等をする部分（既存部分を通らないと増築等部分にたどり着けない場合は、その部分を含みます。）が整備義務対象（倉庫等、通常使用されない部分は整備の対象外です。）

特別特定建築物（条例で付加した用途を含む）とは、次の用途の建築物です。これらの用途以外のもの（戸建て住宅等）は、この条例の義務付けの対象外です。

特別支援学校、幼稚園、小中学校、高校、大学等各種学校、専修学校など	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（企業の福利厚生用のものを除く）及び遊技場
病院・診療所	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	博物館、美術館又は図書館
集会場又は公会堂	公衆浴場
展示場	飲食店
百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗	クリーニング取次店又は質屋、貸衣装店その他これらに類するサービス業を営む店舗
ホテル又は旅館	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署（以下、「行政の事務所」という。）	理髪店及び美容院
ガス、電気、電気通信の用に供する事務所	郵便局、銀行
共同住宅、寄宿舎又は下宿	自動車教習所又は職業訓練校
老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの（以下、「ターミナル」という。）
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）
	公衆便所

整備義務の対象となる特別特定建築物の規模については、バリアフリー法では一律床面積2,000m²以上とされていますが、本県では条例により2,000m²未満のものについても、用途毎に面積基準を定めて整備義務の対象としています。

- ・新築の場合は建物全体の床面積で判断
- ・増築・改築・用途変更の場合は、当該増築・改築・用途変更をする部分の床面積で判断

また、物品販売店舗、銀行など、バックヤードをもつ建築物については、バックヤードも含めた全体の面積を対象規模として捉えます。今回の基準見直し案についても、この床面積の考え方は変わりません。

なお、特別特定建築物に該当しても、例えば次のような場合については直ちに法・条例に基づく基準への適合が義務づけられることはできません。

- ・現在営業中の既存の建物を、そのまま継続して使う場合
- ・経営者やお店の名前が変わっても、用途そのものが変わらない場合
- ・現在の建築物の内装や外装のリフォームだけの場合
- ・トイレや玄関など建物の一部を改修する場合（増築等を伴わないもの）

■ 今回の基準見直しの概要

(詳細は資料2をご覧下さい)

(1)適合義務対象となる建物規模の見直し

……障がい者等利用見込の高い用途について見直し、新築等建築物全体の適合率を向上(60%⇒70%)

① 主に公共設置となる用途は面積に関わらず全て適合を義務付け
学校(各種・専修学校除く)、劇場、集会場、行政事務所、博物館、美術館、体育館 等
② 義務付け面積が高いため該当施設が少なかった用途の義務付け面積引下げ
(例)ホテル等 1,000 m ² 以上 ⇒ 200 m ² 以上かつ 10 室以上 飲食店 200 m ² 以上 ⇒ 100 m ² 以上

(2)障がいの種類等に応じた基準の見直し

……障がい者等の移動をさらに円滑にする環境づくり(要望項目の追加、見直し)

車いす使用者	・<新>一定規模以上の施設の車いす使用者用駐車場に屋根設置を義務付け ・車いす対応エレベーターの設置面積基準の引下げ ・ホテルの車いす使用者用客室の設置室数の拡大 ・トイレ内大人用ベッド設置対象用途の拡大、面積基準の引下げ ・面積に関わらず、主要な玄関の段差解消等を義務付け(従来 100 m ² 以上)
視覚障がい者	・<新>一定規模以上の施設の敷地内と道路の誘導ブロックとの接続を義務付け ・音声誘導装置の設置面積基準の引下げ
聴覚障がい者	・<新>ホテル一般客室の一部に回転灯等の設置を義務付け ・<新>公共事務所に電光掲示板装置の設置を義務付け
高齢者	・<新>一定規模以上の公共事務所、物販店、ホテル等に休憩スペース設置義務付け ・<新>一般トイレの 1 力所以上に洋式化を義務付け
子育て オストメイト	・一定規模以上の公共事務所、病院、物販店等で、多目的トイレとは別に一般トイレ内にオムツ替え設備、オストメイト対応設備の 1 力所以上設置を義務付け

(3)既存建築物利活用の際の適用基準他の見直し

……空き家等を再活用しやすい基準に見直し

① 既存建築物(200 m ² 以下)を用途変更し利活用する場合に一部基準の適用を緩和 トイレの大きさ、階段・廊下寸法、敷地内通路(スロープ等)等の対応困難なもの
② 工事期間中の代替として設置する仮設建築物(2,000 m ² 以下)を義務付けから除外
③ 玄関前の庇設置について、風除室がある場合は設置を免除

(4)競技場等に係る基準の追加

……オリンピック、パラリンピック開催に関連した新たな国指針の基準を取り込み

○ 車いす使用者用客席の配置等に係る規定を追加(通路、階段、スロープ等は既存規定で対応可能)
--

⑩バリアフリーにかかる施設整備基準の見直し内容

(1) 適合義務の対象となる特別特定建築物の規模の見直し

鳥取県内では、平成19年の条例全部改正後に新築等された特別特定建築物の60%が、法・条例に定めるバリアフリーの基準を達成しています。

条例の趣旨が浸透し設計上のノウハウも蓄積されてきたことから、さらなるバリアフリー適合率の向上を目指して、新築等をする場合の建物の用途毎に整備義務対象となる面積の基準を引下げ、バリアフリーの基準適合率70%を目指します。

(現状基準に基づく過去5年間の基準適合率、改正後の予想適合率基準適合率は資料3をご覧下さい。)

①主に公共設置となる用途は面積にかかわらず適合を義務付け

次の用途の建築物は、床面積の大きさにかかわらず全てを整備義務付け対象とします

特別特定建築物	義務づけ面積		過去5年間に建てられた建物数	過去5年間の基準適合建物数	改正後の予想基準適合数	過去5年間の基準適合率	改正後の予想基準適合建物数
	現行	見直し案					
特別支援学校	100m ² 以上	→ 床面積にかかわらず全て	4	3	4	75%	100%
幼稚園、小中高校等、大学、高専	100m ² 以上		88	64	88	73%	100%
病院	100m ² 以上		50*	37*	37*	74%*	74%*
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1,000m ² 以上		0	0	—	—	—
集会場又は公会堂	500m ² 以上		11	5	11	45%	100%
行政の事務所	100m ² 以上		13	7	13	54%	100%
体育館(一般公共の用に供される物に限る。)、水泳場(一般公共の用に供される物に限る。)若しくはボーリング場	1,000m ² 以上		0	0	—	—	—
博物館、美術館又は図書館	500m ² 以上		2	2	2	100%	100%
ターミナル	100m ² 以上		2	2	2	100%	100%

※これらの数値には診療所分を含む

②障がい者等の利用が多いにもかかわらず、面積基準が高いなどにより適合率が低い施設について、義務付け面積引下げ

各用途に対して義務づけ面積が高過ぎるものについては、適合率が上がらないという問題がありました。これらの中から障がい者の利用頻度が高いと思われるものについて、義務づけ面積の見直しを行います。

特別特定建築物	義務づけ面積	過去5年間に建てられた建物数	過去5年間の基準適合建物数	改正後の予想基準適合率	過去5年間の基準適合率	改正後の予想基準適合建物数
ホテル、旅館	1,000m ² 以上 ⇒ 200m ² 以上かつ10室以上	8	2	5	25%	63%
スポーツジム等の運動施設	1,000m ² 以上 ⇒ 500m ² 以上	3	0	2	0%	67%
飲食店	200m ² 以上 ⇒ 100m ² 以上	47	14	31	30%	66%
クリーニング取次店等のサービス業	500m ² 以上 ⇒ 100m ² 以上	24	5	15	21%	63%

(2) 高齢者、障がい者等がより建築物を利用しやすくするための整備項目の追加等

これまで高齢者、障がい者、妊産婦、子育て中の方々等がより円滑に建築物を利用できるように、バリアフリー法による基準、県条例による上乗せ基準を設けていますが、この県の上乗せ基準を見直し、これまで盛り込んでいなかった整備項目を追加します。

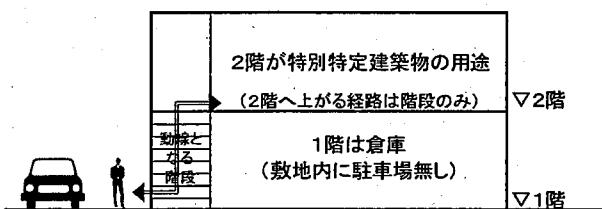
1) 車いす使用者に対応した見直し

車いす使用者等が円滑に利用できるように対応エレベーターの設置基準を見直すが、一定の物については免除が出来ることとします。

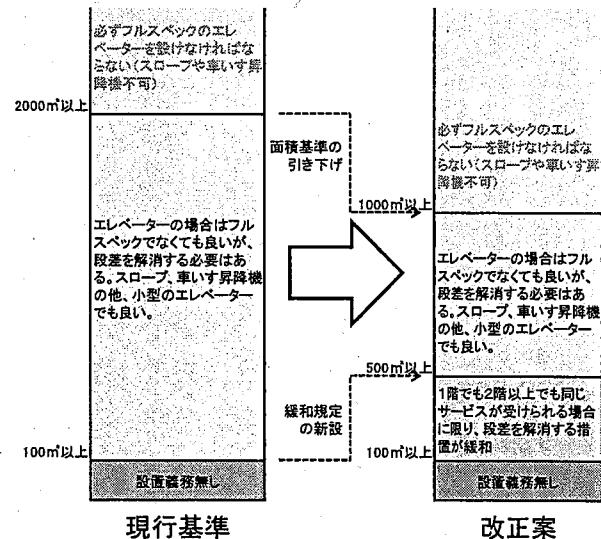
①上下移動関連のバリアフリー対応の見直し

- ・車いす対応昇降機の設置義務付け面積の引下げ
 - …全ての用途で床面積2,000m²以上の新築等→全ての用途で床面積1,000m²以上の新築等
 - ・直接地上へ通ずる出入口のある階で全てのサービスを提供できる施設(500m未満に限る)
については、上下移動の段差解消対応を免除 …例：2階建て490m²の飲食店で1階、2階に客席があり、どちらの階でも同じ料理が食べられる場合はエレベーター等の設置は不要
- ・下左図のように、地上から1層のみの移動(2階建て)で、2階にのみ利用者が使う施設があり、かつ駐車場が無い場合にも、2階までの経路の段差解消対応を義務付け

(※従来は段差があっても、駐車場がなければ新築等が可能であった)



図：条例の改正で、上下移動の段差解消が必要となる例



図：複数階建物のエレベーター仕様と床面積の関係
(基準適合面積100m²以上の場合・物販店等)

②車いす使用者用客室の設置室数基準の引下げ

- ・これまでホテル、旅館では新築等の際に客室の総数が50以上の場合は、車いす使用者用客室を1以上設けることが求められていましたが、これを客室の総数が25以上の場合は、車いす使用者用客室を1/50以上、200室超の場合は1/100+2以上設けることに基準を引下げます。

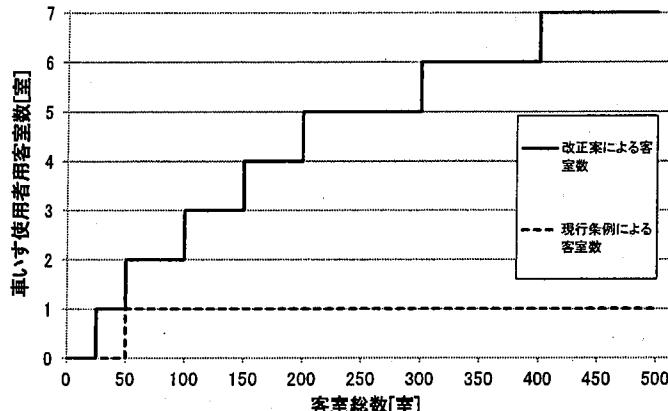


図 客室総数と車いす使用者用客室数の関係

③大規模建築物の車いす使用者用駐車場に屋根の設置義務化（1分台以上）【新設】

次の用途の建築物は、車いす使用者用駐車場のうち1台分以上について、屋根の設置を求めるます

- ・税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署（床面積にかかわらず全て）
- ・その他の用途で $5,000\text{m}^2$ 以上

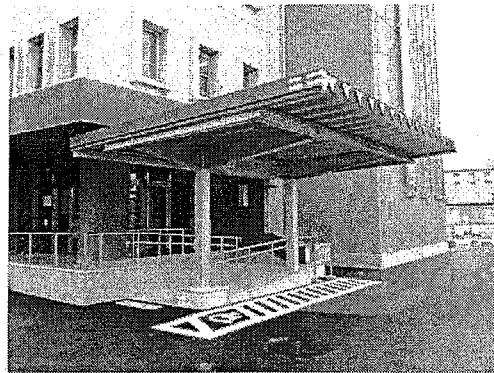


図 屋根付き駐車場の例

④便所内大型ベッドの設置面積基準引下げ、対象用途追加

障がいのある方の利用が多いと考えられる施設について、大型ベッドを便所内に設置する義務付け対象面積を次のとおりに見直します。

- ・特別支援学校(追加)、病院(追加) …… 床面積にかかわらず全て
- ・行政の事務所、ターミナル…… $2,000\text{m}^2$ 以上 ⇒ 床面積にかかわらず全て
- ・物販店、ホテル等…………… $5,000\text{m}^2$ 以上 ⇒ $2,000\text{m}^2$ 以上
- ・(体育館等、遊技場、博物館等 … $2,000\text{m}^2$ 以上(従前どおり))

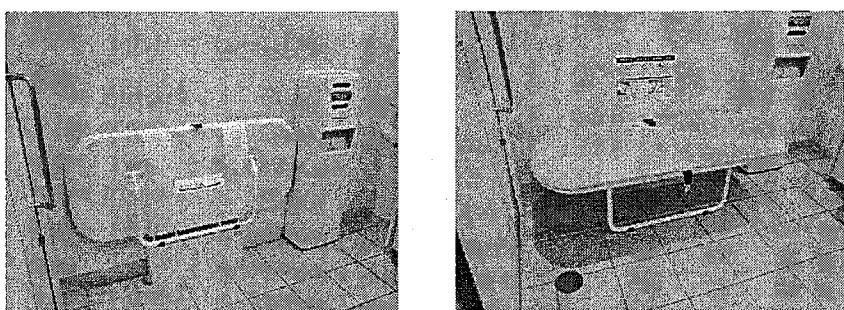


図 大型ベッドの例

⑤建築物の主たる出入口(玄関)、敷地内通路の基準適合義務義務付け面積の引下げ

特別特定建築物が不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物であるという趣旨を鑑み、これらの建築物については主たる出入口(玄関)にたどり着けるような整備を求めます。

- ・全ての義務付け対象建築物 100m²以上 ⇒ 床面積にかかわらず全て

⑥車いす使用者用駐車施設および施設までの経路の舗装化、および区画線引きについて規定を追加 【新設】

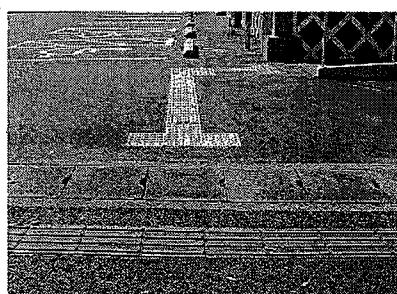
これまでの基準には区画線の有無や舗装の種類に指定は無く、どこが車いす使用者用駐車施設か分かりにくい、降雨時に車いすの車輪が埋もれる等の問題がありましたので、雨でぬかるまない舗装と区画線を設ける規定を追加します。

2) 視覚に障がいがある方に対応した見直し

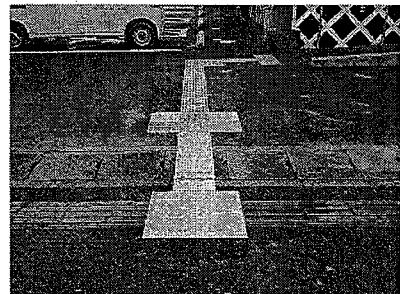
①敷地内と前面道路の視覚障害者誘導用ブロックの接続を義務化 【新設】

新築等の際に、前面道路に視覚障害者誘導用ブロックがある場合、次の用途・規模以上であれば、敷地境界部分まで敷設された敷地内の視覚障害者誘導用ブロックと道路内の視覚障害者誘導用ブロックを接続する規定を新設します。

- ・行政の事務所、タ-ミル、病院・診療所 …… 床面積にかかわらず全て
- ・公衆便所 …… 50m²以上
- ・その他の建築物 …… 1,000m²以上



接続されていない状態



接続されている状態

敷地内と道路内の点字ブロック接続の例

②音声誘導装置設置面積基準の引下げ

中途失明者の場合、点字を学習しても全ての人がそれを修得する訳では無く、視覚障がい者のうち点字ができると答えた人の割合は約1割程度と言われており、同様に最も一般的な視覚障がい者の移動補助システムである視覚障がい者誘導用床材についても、途中失明者の場合には先天性の失明者ほど円滑に利用することができます。

音声誘導装置は、このような人々の円滑な移動を補助するため、公共施設の玄関などから施設名称で音声を流すことによって、その位置を案内するものです。

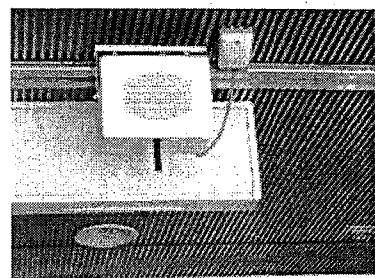


図 玄関前の庇下に設置された音声誘導装置の例

この装置の設置基準を下記のように改めます。

- ・行政の事務所、ターミナル、病院…………床面積にかかわらず全て
- ・特別支援学校(追加)……………床面積にかかわらず全て
- ・物品販売店……………5,000m²以上 ⇒ 2,000m²以上
- ・(劇場、集会場、体育館、博物館、郵便局、銀行は従来どおり1,000m²)

3) 聴覚に障がいがある方に対応した見直し

①一般客室内への回転灯(火災等緊急時点灯)設置の義務付け 【新設】

外界からの情報が入りにくいホテル・旅館の客室は、密室となるため、緊急時の対応が遅くなりがちです。特に聴覚に障がいのある方や、高齢者の方には、より確実に緊急事態の発生を速やかに伝達するための手段が求められています。

のことから、ホテル・旅館の客室に、回転灯等を備えた客室の設置規定を次のように新設します。

- ・車いす用使用者用客室(上記の(2)②)とは別に、客室の総数が25以上の場合は、車いす使用者用客室を1/50以上、200室超の場合は1/100+2以上設ける。

②案内設備付近に回転灯・電光表示板設置の義務付け 【新設】

上記①と同様に、不特定多数の者が恒常に利用する次の用途・規模以上であれば、案内設備付近に回転灯および電光表示板を設置する規定を新設します。

- ・行政の事務所……………床面積にかかわらず全て
- ・ターミナル……………2,000m²以上

※今回の基準見直しでは上記の2用途のみとし、他の用途については設計実績が蓄積された後に改めて検討します。

4) 高齢者に対応した見直し

①休憩スペース設置の義務付け 【新設】

新築等をする5,000m²以上の施設のうち、長時間の滞在が想定される施設内に、いす等を備えた休憩スペースを設置する規定を新設します。

- ・特別支援学校
- ・病院
- ・行政の事務所
- ・ターミナル
- ・物販店、ホテル等
- ・体育館等、遊技場、博物館等

②一般トイレに、少なくとも腰掛便座を一ヶ所設置 【新設】

用途・面積にかかわらず、車いす使用者用便所(多目的トイレ等)以外の一般トイレに、少なくとも腰掛便座を一ヶ所設ける規定を新設します。

5) 子育て・オストメイトの方に対応した見直し

①多目的トイレ以外にオストメイト設備とオムツ替え設備設置の義務付け 【新設】

次の用途・規模以上であれば、車いす使用者用便所(多目的トイレ等)以外の一般トイレに、ベビーベッドその他オムツ替え設備・オストメイト対応設備を一ヶ所以上設ける規定を新設します。(現行でベビーベッド設置義務付けがある用途のうち、一定規模以上について適用。)

- ・行政の事務所……………床面積にかかわらず全て
- ・ターミナル……………床面積にかかわらず全て
- ・病院(追加)、劇場、集会場、体育館、博物館…2,000m²以上
- ・物販店、ホテル等 ……5,000m²以上

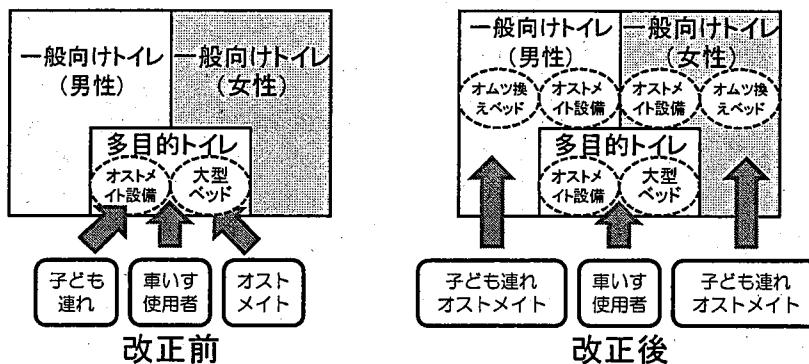


図 オムツ替え設備・オストメイト対応設備の配置例

(3) 既存の建物を再活用しやすくするための項目の見直し

既存建築物を活用した用途変更に係る見直しや、風除室が有る場合の庇設置義務の見直し等、既存の建物を再活用するために、対応が困難であった基準や代替手段が用意できる項目について、見直しを行います。

①既存建築物を活用した用途変更に係る緩和 (床面積 200 m²未満に限る)

空き店舗、空き家の利活用促進の観点から、既存の建築物等を活用し、特別特定建築物へと用途変更しようとする際に、次の4項目についての基準を適用しないという緩和規定を新設します。

- ・便所の出入口巾
- ・階段
- ・廊下
- ・敷地内通路

②仮設建築物 (床面積 2,000 m²未満に限る) は義務付け対象から除外

県が条例で上乗せした範囲(床面積2,000m²未満、又は幼稚園・各種学校等の用途)については、仮設建築物の場合には整備義務付け対象から除外します。

*国が定める法令の範囲の建築物(床面積2,000m²以上)については、従来通り、仮設建築物であるか否かにかかわらず義務付け対象となります。

③玄関前の庇設置について、風除室がある場合は設置を免除

雨天が比較的多い本県では、雨を避けながら傘を差せるスペース、建物に入るときにも雨を避けながら傘をたためるスペースとして、庇の設置を義務づけています。

参考図のように建物出入口に間口が十分広く傘を差した状態でも支障なく出入りできる風除室があれば、庇の設置と同等として扱い、庇の設置を免除します。

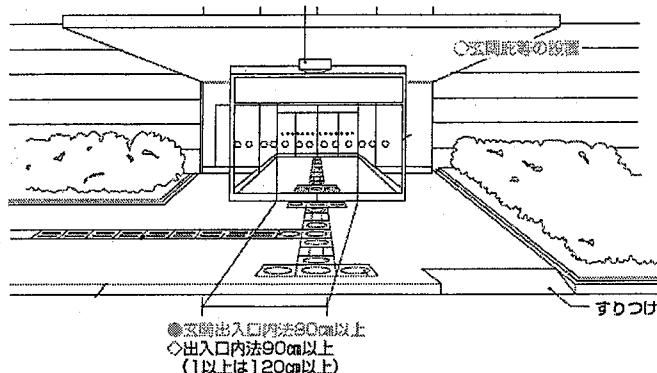


図 玄関廻りの風除室の例

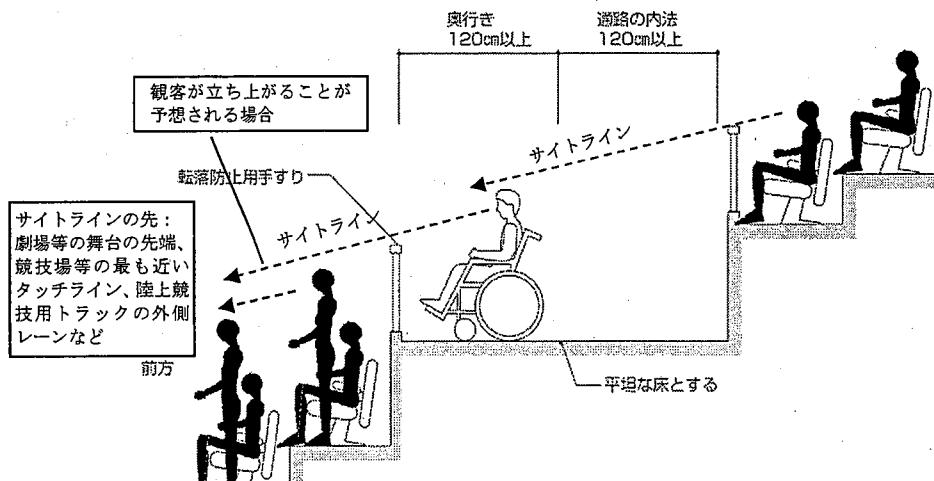
(4) 競技場の他、広く集客が見込まれる施設のバリアフリー基準の設定

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催、鳥取県においても来年4月の第27回日本パラ陸上競技選手権大会開催の決定など、競技場の他、広く集客が見込まれる施設のバリアフリー化の必要の高まりを受けて、適合遵守すべき基準を新たに定めます。

①客席・観覧席の基準

劇場、競技場、映画館、演芸場、競技場以外の観覧場、公会堂及び集会場に設けられる客席・観覧席について、次のような遵守義務規定を新設します。

- 車いす使用者用の席数を0.5～1%以上設置
- 車いす使用者が選択できるよう、2箇所以上の異なる位置に分散して配置
- 前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮した車いす使用者のサイトラインを確保
- 上記の客に通ずる客席内の通路の1以上は、巾120センチメートル以上
- 同伴者（介助者、家族、友人等）用の客席・観覧席を確保 等



②受付カウンター、水飲み器及び電話台の基準

全ての特別特定建築物について、受付カウンター、水飲み器及び電話台を設ける場合には、次のような遵守義務規定を新設します。

- ・高さは、70センチメートル(水飲み器にあっては、80センチメートル)程度とする
- ・下部には、車いす使用者の利用に配慮した空間を確保する(水飲み器を除く。)

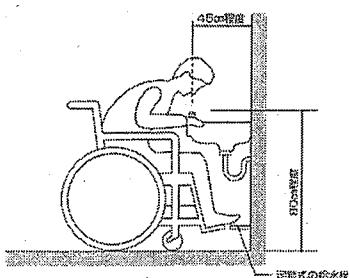


図 水飲み（壁付き）とウォーターサーバーの例

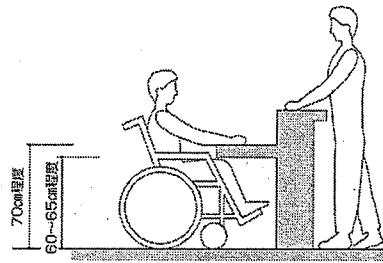
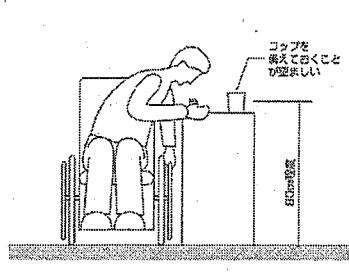


図 受付カウンターの例

施設整備基準の見直し案に基づく基準適合率の推計

項目		一般的基準適用面積 現行→見直し案	過去5年間に建物数(a)	過去5年間合間に建物数(b)	過去基準5年間合の率(b)/(a)	改正後の予想基準適用建物数(c)	改正基準の適合率(c)/(a)
特別特定建築物 ※条例追加用途含む		※→の無い用途は変更無					
学校	特別支援学校	100 →0	4	3	75%	4	100%
	幼稚園、小学校、中学校、高校、中等教育学校、大学、高等専門学校	100 →0	88	64	73%	88	100%
	上記以外の学校(各種学校、専修学校等)	500	5	1	20%	1	20%
病院又は診療所		100 →0(病院のみ)	50	37	74%	37	74%
劇場、観覧場、映画館又は演芸場		1000 →0			—		—
集会場又は公会堂		500 →0	11	5	45%	11	100%
展示場		1000 →500	16	2	13%	9	56%
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		100	129	104	81%	104	81%
ホテル又は旅館		1000 →200mかつ10室以上	8	2	25%	5	63%
事務所	ガス、電気、電気通信の用に供する事務所	1000	1	1	100%	1	100%
	保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公庁	100 →0	13	7	54%	13	100%
共同住宅、寄宿舎又は下宿		1000	98	19	19%	19	19%
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)		100	90	79	88%	79	88%
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(上記以外のもの)		100	37	32	86%	32	86%
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		100	32	26	81%	26	81%
体育馆等	体育馆(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング 体育馆、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設(上記のものを除き、かつ企業の福利厚生用のものを除く)	1000 →0	3		—		—
	遊技場	1000	8	5	63%	2	67%
	博物館、美術館又は図書館	500 →0	2	2	100%	5	63%
公衆浴場		500	2	2	100%	2	100%
飲食店		200 →100	47	14	30%	31	66%
サービス業	クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、その他これらに類するサービス業を営む店舗	500 →100	24	5	21%	15	63%
	理美容院	200	15				
	郵便局・銀行	100	7	3	43%	3	43%
自動車教習所、職業訓練校		500			—		—
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は荷扱いの用に供するもの		100 →0	2	2	100%	2	100%
自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)		1000	1	1	100%	1	100%
公衆便所		50	3	2	67%	2	67%
公共用歩廊		1000			—		—
複合用途建築物		1000	4	3	75%	3	75%
上記以外の特定建築物		—			—		—
合 計		—	700	421	60%	497	71%

条例で追加されている用途

面積基準を引き下げ、「0m²以上」にするもの

面積基準を引き下げるが、「0m²以上」でないもの

過去5年の建築状況に見直し後の基準適用面積を当てはめて推計

施設整備基準の見直し案に基づく基準適合率の推計

項目 特別特定建築物 ※条例追加用途含む		平成21~25年度の申請状況に基づく件数集計									
		新築の場合					新築以外の場合 ※対象面積は増改築等に係る部分の面積				
		一般的基準適用面積 現行 →見直し案 ※→の無い用途は変更無	特別特定建築物に該当する建築物の数 合計 (a)=(d)+(e)	特別特定建築物の用途に該当する建築物の数 (d)	うち、100m ² 未満 うち、任意に一般的基準適用面積で必要な基準を満たしているものの うち、任意に一般的基準適用面積で必要な基準を満たしているものの うち、100m ² 以上 うち、任意に一般的基準適用面積で必要な基準を満たしているものの うち、一般的基準適用面積以上 うち、200m ² 以上	うち、100m ² 未満 うち、任意に一般的基準適用面積で必要な基準を満たしているものの うち、一般的基準適用面積以上 うち、200m ² 以上	特別特定建築物の用途に該当する建築物の数 (e)	うち、100m ² 未満 うち、任意に一般的基準適用面積で必要な基準を満たしているものの うち、一般的基準適用面積以上 うち、200m ² 以上	うち、100m ² 未満 うち、任意に一般的基準適用面積で必要な基準を満たしているものの うち、一般的基準適用面積以上 うち、200m ² 以上	うち、100m ² 未満 うち、任意に一般的基準適用面積で必要な基準を満たしているものの うち、一般的基準適用面積以上 うち、200m ² 以上	
学校	特別支援学校	100 →0	4						4	1	
	幼稚園、小学校、中学校、高校、中等教育学校、大学、高等専門学校	100 →0	88	14	1	13	3	74	27		51
	上記以外の学校(各種学校、専修学校等)	500	5	2		2	1	3	1	2	
病院又は診療所	100 →0(病院のみ)	50	23	4	19	19		27	9	.18	18
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1000 →0										
集会場又は公会堂	500 →0	11	5		5	3	1	6	4		2
展示場	1000 →500	16	10		11	1		6	3		3
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	100	129	115	18	97	97	7	14	7	7	7
ホテル又は旅館	1000 →200m ² かつ10室以上	8	3	2	1			5		5	2
事務所	ガス、電気、電気通信の用に供する事務所	1000	1					1		1	1
	保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公庁	100 →0	13	2	1	1	1	11	6	1	5
共同住宅、寄宿舎又は下宿	1000	98	79		79	1	15	1	19	12	7
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)	100	90	49	1	48		48	4	41	10	31
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(上記以外のもの)	100	37	21		21		21		16	5	11
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	100	32	16	2	14		14		16	4	12
休育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング場	1000 →0										
休育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設(上記のものを除き、かつ企業の福利厚生用のものを除く。)	1000 →500	3	1		1			2		2	
遊技場	1000	8	4		4		4	4	1	3	1
博物館、美術館又は図書館	500 →0	2						2		2	1
公衆浴場	500	2						2		2	2
飲食店	200 →100	47	36	13	23		11	11	2	9	3
サービス業	クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、その他これらに類するサービス業を営む店舗	500 →100	24	19	8	11		5	5		
	理美容院	200	15	12	9	3			3	2	1
	郵便局・銀行	100	7	4	1	3		3	3		
自動車教習所、職業訓練校	500										
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	100 →0	2	1		1		1	1		1	1
自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	1000	1	1		1		1	1			
公衆便所	50	3	3	2	1	1		1			
公用歩廊	1000										
複合用途建築物	1000	4	4	1	3		3	2			
上記以外の特定建築物	—										
合計	—	700	424	63	1	362	1	262	21	276	102
											178
											156
											14

条例で追加されている用途

面積基準を引き下げ、「0m²以上」にするもの

面積基準を引き下げるが、「0m²以上」でないもの

●見直し後の建築物 利用円滑化基準(案)

特別特定建築物	学校				病院	診療所	劇場・観覧場・映画館又は演芸場	集会場又は公会堂	展示場	百貨店・マーケットその他の物品販売業を営む店	ホテル又は旅館	事務所		共同住宅・寄宿舎又は下宿	老人ホーム、福祉施設その他の高齢者、障害者が利用するものに限りする。)	老人ホーム、福祉施設その他の厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの(左記以外のもの)	老人ホーム、福祉施設その他の厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの(左記以外のもの)	備考
	特別支援学校	幼稚園・大学・小学校等校・専門中学校	各種学校・専修学校	高校・中等教育学								ガス、電気、電気通信の用に供する事務所	保健用する官公署その他不特定かつ多数のものが利用される場合					
規後が特記されていない基準に係る適用規模(単位:m ²)	100 →0	100 →0	500	100 →0	100	1000 →0	500	1000 →500	100	1000m ² →200m ² かつ10室	1000	100 →0	1000	100 →0	100	100 →0	要望に対する面積引き下げに対応	
一般基準	廊下等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	休憩スペース						5000 ◎	5000 ◎		5000 ◎	5000 ^注 ◎		5000 ◎				要望に対する項目新設 注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合	
	パトランプ・電光表示板										0 ◎						要望に対する項目新設	
	階段	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	傾斜路	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	便所(一般)	100 →0 ◎	2000 ●	2000 ●	100 →0 ◎	100 ●	1000 →0 ◎	500 →0 ◎	1000 →500 ◎	100 ●	1000m ² →200m ² かつ10室 ◎	1000 ●	100 →0 ◎	1000 ●	100 ●	100 ●	左記面積規模以上の場合に適合義務有り	
	便所(腰掛化)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	オストメイト	100 ◎	2000 ●	2000 ●	100 →0 ◎	100 ●	1000 →0 ◎	500 →0 ●	1000 →500 ●	100 ●	1000m ² →200m ² かつ10室 ●	1000 ●	100 →0 ●	1000 ●	100 ●	100 ●	オストメイトはH24に面積基準引き下げ実施(車いす使用者用便所の設置基準と合わせた)	
	ペビーベッド・オストメイト(一般便所内の設置)					2000 ◎		2000 ◎	2000 ◎		5000 ◎	5000 ^注 ◎		0 ◎			要望に対する項目新設 注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合	
	便所(ペビーチェア)					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	便所(ペビーベッド)					0 ◎		1000 ●	500 ●		5000 ●	1000 ^注 ●	1000 →0 ●				左記面積規模以上の場合 注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合	
	便所(トイレ内ベッド)	0 ◎			0 ◎		2000 ●	2000 ●		5000 →2000 ◎	5000 ^注 ●	2000 →0 ●				左記面積規模以上の場合 注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合		
	ホテル旅館の客室(車いす使用者用浴室)										50室 →25室 ◎						要望に対する規模引き下げ	
	ホテル旅館の客室(パトランプの設置)										25室 ◎						要望に対する項目新設	
	敷地内の通路	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	駐車場	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	駐車場(屋根)	5000 ◎	5000 ●	5000 ●	0 ●	5000 ●	5000 ●	5000 ●	5000 ●	要望に対する項目新設								
建築物移動等円滑化経路	経路一般	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	出入口(玄関)	100 →0 ◎	100 →0 ●	100 →0 ●	100 →0 ●	100 →0 ●	100 →0 ●	100 →0 ●	100 →0 ●	要望に対する規模引き下げ								
	出入口(音芦誘導)	0 ◎			1000 →0 ●		1000 ●	1000 ●		5000 →2000 ●			1000 →0 ●					左記面積規模以上の場合 注:体育館・水泳場のみ 要望に対して一部面積引き下げ
	廊下等(一般)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	廊下等(授乳施設)				100 ◎		1000 ●	500 ●		5000 ●	5000 ^注 ●	100 ●					左記面積規模以上の場合 注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合	
	廊下等(託児施設)						1000 ●											
	廊下等(休憩スペース)						5000 ●	5000 ●		5000 ●	5000 ^注 ●	5000 ●					要望に対する項目新設 注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合	
	傾斜路	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	昇降機	2000 →1000 ◎	2000 →1000 ●	2000 →1000 ●	2000 →1000 ●	2000 →1000 ●	2000 →1000 ●	2000 →1000 ●	2000 →1000 ●	左記面積規模以上の場合に施行令第18条第2項第5号、条例第19条第1項第3号の規定を適用								
	特殊な昇降機	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	ただし、1階でも2階以上でも同じサービスが受けられる場合に限り500m未満であれば免除	
	敷地内通路(一般)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	敷地内通路(歩道内の点字ブロックと接続)	1000 ◎			0 ◎	0 ◎	1000 ●	1000 ●	1000 ●	1000 ●	1000 ●	0 ●		1000 ●	1000 ●	1000 ●	要望に対する項目新設	
半移動等円滑化経路※共同住宅のみ	出入口												1000 →0 ●					
	廊下等												●					
	傾斜路												●					
	エレベーター												●					
	敷地内通路												●					
準視覚障害者移動等円滑化経路※公益事業の事務所のみ	廊下等												●					
	階段												●					
	傾斜路												●					
	エレベーター												●					
	敷地内通路												●					
	敷地内通路(歩道内の点字ブロックと接続)												1000 ◎				要望に対する項目新設	
標準	捜査(昇降機・便所・駐車場)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
案内設備	案内設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
視覚障害者移動等円滑化経路	案内設備までの経路	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		

●見直し後の建築物 利用円滑化基準(案)

特別特定建築物	体育館等		博物館・美術館又は図書館	公衆浴場	飲食店	サービス業			自動車教習所・職業訓練校	構成面積のするものもする停車場又は船室若しくは航空機の乗降のための施設一般公共の	用自動車供されるのは駐車のための施設一般公共の	公衆便所	公共用歩廊	備考		
	の類似する施設の利用する者に供する水泳場の設置の有無による限り、水泳場は一般公共の用に供するものに限る。	遊技場				クリーニング取次店、質屋、販賣衣装舗、その他	理美容院	郵便局・銀行								
規模が特記されていない基準に係る適用 規模[単位m ²]	1000 →0	1000 →500	1000	500 →0	500	200→100	500 →100	200	100	500	100 →0	1000	50	1000	要望に対する面積引き下げに対応	
一般基準	廊下等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	休憩スペース	5000 ◎		5000 ◎	5000 ◎						5000 ◎				要望に対する項目新設 注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合	
	バトラン・電光表示板										2000 ◎				要望に対する項目新設	
	階段	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	傾斜路	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	便所(一般)	1000 →0 ◎	1000 →500 ◎	1000 ●	500 →0 ◎	500 ●	200 →100 ◎	500 →100 ◎	200 ●	100 ●	500 ●	100 →0 ◎	1000 ●	50 ●	1000	左記面積規模以上の場合は適合義務有り
	便所(腰掛化)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	要望に対する項目新設
	オストメイト	1000 →0 ◎	1000 →500 ◎	1000 ●	500 ●	500 ●	200 →100 ◎	500 →100 ◎	200 ●	100 ●	500 ●	100 →0 ◎	1000 ●	50 ●	1000	オストメイトはH24に面積基準引き下げ実施(車いす使用者用便所の設置基準と合わせた)
	ベビーベッド・オストメイト(一般便所内の設置)	2000 ◎		2000 ◎	2000 ◎							100 ◎				要望に対する項目新設 注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合
	便所(ペビーチェア)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	便所(ペビーベッド)	1000 ●		1000 ●	500 ●							100 ●		50 ●		左記面積規模以上の場合 注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合
	便所(トイレ内ベッド)	2000 ●		2000 ●	2000 ●						2000 →0 ◎		50 ◎			左記面積規模以上の場合 注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合 要望に対する面積引き下げ
	ホテル旅館の客室(車いす使用者用客室)															要望に対する規格引き下げ
	ホテル旅館の客室(バトランの設置)															要望に対する項目新設
	敷地内通路	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	駐車場	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	駐車場(屋根)	5000 ◎	5000 ◎	5000 ◎	5000 ◎	5000 ◎	5000 ◎	5000 ◎	5000 ◎	5000 ◎	5000 ◎	5000 ◎	50 ◎	5000	要望に対する項目新設	
建築物移動等 円滑化経路	経路一般	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	出入口(玄関)	100 →0 ◎	100 →0 ◎	100 →0 ◎	100 →0 ◎	100 →0 ◎	100 →0 ◎	100 →0 ◎	100 →0 ◎	100 →0 ◎	100 →0 ◎	100 →0 ◎	100 →0 ◎	50 →0 ◎	100 →0 ◎	要望に対する規格引き下げ
	出入口(音声誘導)	1000 ² ●			1000 ●					1000 ●		1000 →0 ◎				左記面積規格以上の場合 注:体育館・水泳場のみ 要望に対して一部面積引き下げ
	廊下等(一般)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	廊下等(授乳施設)	1000 ●		1000 ●	1000 ●							100 ●				左記面積規格以上の場合 注:宿泊者以外の利用施設のあるホテルの場合
	廊下等(託児施設)	1000 ●		1000 ●												
	廊下等(休憩スペース)	5000 ◎		5000 ◎	5000 ◎						5000 ◎					要望に対する項目新設
	傾斜路	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	昇降機	2000 →1000 ◎	2000 →1000 ◎	2000 →1000 ◎	2000 →1000 ◎	2000 →1000 ◎	2000 →1000 ◎	2000 →1000 ◎	2000 →1000 ◎	2000 →1000 ◎	2000 →1000 ◎	2000 →1000 ◎	50 →1000 ◎	2000 →1000 ◎	左記面積規格以上の場合に施行令第18条第2項第5号、条例第19条第1項第3号の規定を適用	
	特殊な昇降機	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	ただし、1階でも2階以上でも同じサービスが受けられる場合に限り500m未満であれば免除
	敷地内通路(一般)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	敷地内通路(歩道内の点字ブロックと接続)	1000 ◎		1000 ◎	1000 ◎	1000 ◎	1000 ◎	1000 ◎	1000 ◎	1000 ◎	1000 ◎	0 ◎	1000 ◎	50 ◎	1000 ◎	要望に対する項目新設
準移動等 円滑化経路 ※共同住宅のみ	出入口															
	廊下等															
	傾斜路															
	エレベーター															
	敷地内通路															
準移動等 円滑化経路 ※公益事業者の事務所のみ	廊下等															
	階段															
	傾斜路															
	エレベーター															
	敷地内通路															
	敷地内通路(歩道内の点字ブロックと接続)															要望に対する項目新設
標準対応者 移動等 円滑化経路	標準対応者 移動等 円滑化経路															
	(昇降機、便所、駐車場)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
室内設備	案内設備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
拠点障害者移動等 円滑化経路	案内設備までの経路	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

本年5月に発生した乳児死亡事案について（報告）

平成27年10月29日
青少年・家庭課

5月6日に倉吉市において4ヶ月の乳児が死亡した事案について、下記のとおり対応を行っているとともに、引き続き再発防止策を検討しています。

1 対策会議等の実施状況

(1) 緊急の児童相談所長会議（5／8）

事案の情報共有及び再発予防に向けた検討を行うとともに、今後の事案の検証方針等について協議した。

(2) 圏域毎で児相と市町村による連携会議（東部5／19 中部5／8 西部5／12）

児童相談所長会議の伝達及び母子保健担当課との情報共有等依頼。

(3) 関係機関対策会議（5／14）

○参加機関・・・倉吉市（子ども家庭課、保健センター）、県教委体育保健課、警察本部
少年課、各児童相談所、子育て応援課、青少年・家庭課

○再発防止に向けた取組の検討

教育段階での働きかけ、妊娠期における対応、出産後の対応の各段階での取組について意見交換を実施した。主な意見は以下のとおり。

- ・教育段階では中・高生に対して自分が親となることについての教育が必要である。
- ・母親・両親学級の取組を行っているが、妊娠期における父親・母親への支援を充実できないか。
- ・父親に対して子育てやその注意点の周知が必要。
- ・母子保健部門でのアセスメントを強化し、世帯の背景など児童福祉部門とも連携しながら調査をしていく必要がある。
- ・SOS が出ないケースについて、訪問や健診を行う側がリスクを見抜く視点を身につける必要がある。

2 第三者機関（鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童支援部会）による検証

6月25日に第1回の検証委員会を開催。

(1) 議論の概要

○川崎二三彦「子どもの虹情報研修センター」長を部会長に選任

○関係者の処罰目的ではなく、再発防止の提言が目的であることを委員で確認。

○今後の進め方として、関係機関の追加ヒアリングを行うこと（事務局で実施）。

○公判を傍聴し、虐待の経過を確認。それを踏まえ次回会議を開催する。

○再発防止策の提言のためには、なぜ事件が起こったのかということを把握することが必要。

提言を早く出した方がいいという考えはあるが、最近は公判も踏まえて報告する自治体が多い。

⇒検証委員会としては公判の状況を踏まえて提言を行うことになった。

(2) 今後の検証スケジュール

裁判の開始時期にもよるが、今後さらに2～3回の委員会を開催し、年度内に報告書をまとめ、公表する予定。

**「鳥取県生活困窮者世帯等の子どもの教育環境向上のための推進協議会」
の開催について**

平成27年7月21日
福祉保健課

次のとおり、「鳥取県生活困窮者世帯等の子どもの教育環境向上のための推進協議会」を開催しましたので、概要を報告します。

1 開催状況

開催日時 平成27年7月8日 午後1時30分～4時

開催場所 中部総合事務所講堂

出席者 [市町村] 福祉、児童部局、教育委員会事務局

[県] 福祉保健部、教育委員会事務局、中部・西部総合事務所福祉保健局 56名

2 内容

(1) 協議会の開催趣旨

生活困窮世帯等の子どもの教育環境向上を図るために、県及び市町村の福祉部門と教育委員会の連携・協力を図る。

(2) 会議及びアンケートでの主な意見

○学習支援事業について

- ・教員OB等のスタッフの確保が難しい。
- ・小規模自治体は単体での取組が難しいため、効率的に実施できる方法等情報提供がほしい。
- ・生活困窮世帯を対象として、対象とならない子どもや保護者からの理解や関係性、プライバシーの面などで弊害があるのではないか。
- ・学習意欲のない子どもや家庭学習環境に課題のある家庭に対して、どのように支援していくのかも重要。
- ・子どもの困窮問題は、経済的な問題だけでなく、家庭の文化的素養や地域・社会とのつながりといった社会関係にも影響される。この3つの視点は、連携する上での役割分担の参考となると思う。
- ・全国学力テストで、ひとり親世帯と準用保護世帯の子どもを全世帯平均と比べたところ、小学生では差はなかったが、中学生では数学で10点以上の差があった。

○スクールソーシャルワーカーについて

- ・スクールソーシャルワーカーの配置により、学校が家庭だけでなく地域ともつながり、関係機関との連携、協力が向上した。
- ・学校や地域をまたがって担当して、学力向上までは手がまわらない。
- ・スクールソーシャルワーカーの困難さを軽減するためにも、地域に連携できる社会資源を増やす取組も必要。

3 今後の活動予定

(1) 第2回推進協議会の開催（場所は中部地区を予定）

平成27年9月～10月頃に、先進地の行政関係者を講師に招いて教育環境充実に向けての研修会を実施（小規模自治体がモデルにできる事例を実施している自治体等）

(2) 圏域ごとの協議会の開催（東部、中部、西部）

平成27年9月下旬～10月上旬頃に教育環境向上のための取組や来年度予算に向けての意見交換

「鳥取県生活困窮世帯等の子どもの教育環境向上のための推進協議会」
の開催概要について

平成27年9月14日
福祉保健課
小中学校課

次のとおり「第2回鳥取県生活困窮者世帯等の子どもの教育環境向上のための推進協議会」を開催しましたので、報告します。

1 開催状況

- (1) 開催日時 平成27年9月8日 (火) 午後1時30分～4時
(2) 開催場所 ホテルセントパレス倉吉
(3) 出席者 [市町村] 福祉、児童部局、教育委員会事務局、スクールソーシャルワーカー
[県] 福祉保健部、教育委員会事務局、中部・西部総合事務所福祉保健局
[その他] 県、市町村社会福祉協議会 67名

2 内容(先進事例等の研修)

- (1) 高知市の生活保護業務と学習支援の概要について

<講師> 高知市教育委員会学校教育課指導主事 藤村 正和

高知市健康福祉部福祉管理課福祉企画担当係長 佐々木恵一

<概要> 高知市教育委員会が運営を実行委員会に委託し、福祉事務所の就学促進員を通じて生活保護世帯の子どもが参加するように取り組んでいる高知市チャレンジ塾について話をうかがった。

【高知市チャレンジ塾の概要】

- ① 目的 生活保護世帯等の高知市内の中学1年生から3年生までの生徒の学習の場を設け、学習支援・進学支援を継続的に行うことにより、高等学校進学や、生徒が将来への希望をもつて進路を選択できるようにする。
② 実施主体 高知チャレンジ塾実行委員会（教職員退職者で構成する高知教育シニア・ネットワークが母体）
③ 対象者 生活保護世帯等の高知市内の中学1年生から3年生。
④ 場所 市内の中学校区に1カ所程度設置。市内10カ所（市民会館、図書館等）
中学生が自転車で通学できる範囲。
⑤ 参加費 無料
⑥ 参加人数 登録数307名（平成26年度）
⑦ 時間 週2回 平日の夕方2時間
⑧ 募集方法 就学支援員が生活保護世帯を訪問し参加を促す。一般世帯の子どもは公立中学校に高知チャレンジ塾のポスターを掲示し、参加希望者は担任を通じて申し込みをする。
⑨ 学習内容 宿題をはじめ学習でわからないところを明らかにして、学習支援員（教職員OB等ボランティア70名）が個別指導して基礎学力の定着を図る。

- (2) 子どもの貧困対策における生活困窮世帯の子どもの学習支援等

<講師> 厚生労働省社会・援護局 生活困窮者自立支援室 室長補佐 奥出 吉規

<概要> 子どもの貧困対策推進に関する学習支援を含む生活困窮者対策の現在の施策と平成28年概算要求中の施策等について説明を受けた。

(平成28年度概算要求中の主なもの)

- ・子どもの学習支援の充実・強化・学習支援事業について高校中退防止等及び家庭訪問の取組を強化。生活福祉資金（教育支援資金）の拡充。

3 今後の活動予定

平成27年10月頃に圏域ごとに協議会を開催（東部、中部、西部）し、教育環境向上のための取組や来年度予算に向けての意見交換をする。

鳥取県子どもの貧困対策推進計画の概要

～すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していくける鳥取県を目指して～

【計画の趣旨】

子どもの将来がその経済的な環境によって左右されることなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していくけるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本指針となる計画を策定する。

なお、この計画は「鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」、「とっとり若者自立応援プラン」及び「鳥取県子ども・子育て支援事業支援計画」との関連性を踏まえ、各計画に記載されている関連施策を連動させ、一体的に推進する。

【計画の位置付け】

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づく計画

【計画期間】

平成27年度から平成31年度までの5年間

【計画の推進体制】

- 市町村、教育委員会をはじめ、県民、関係団体等と相互に連携・協力
- 学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、総合的な支援を展開

【現状と課題】

- 生活保護世帯の子どもや就学援助を受けた児童生徒の数は増加傾向。
- 生活保護世帯の子どもの中退率が高い。きめ細かな支援が必要。
- 生活保護世帯の子どもやひとり親家庭の子どもの高校卒業後の進学率は、県の全体平均と比べて大きな差がある。

【具体的な取組】

1 教育の支援 <ul style="list-style-type: none">・放課後や土曜日等における教育活動の充実・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談・支援体制の充実・キャリア教育の充実・生活保護を含む生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援の推進・高校等中退者への支援の充実・不登校、高校中退等の実態把握・人材確保も目的とした奨学金の充実 など	3 保護者に対する就労の支援 <ul style="list-style-type: none">・一般就労が困難な生活困窮者等に対する段階的な就労準備支援の推進・ひとり親の職業能力向上のための訓練促進 など
2 生活の支援 <ul style="list-style-type: none">・子どもの居場所づくりの充実・生活困窮者に対する包括的な相談支援・ひとり親家庭等の子育て支援の充実 など	4 経済的支援 <ul style="list-style-type: none">・保育料、小児医療費等の負担軽減・経済的理由により就学が困難な生徒に対する授業料の减免、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金の支給・生活保護世帯の子どもの高校等進学時の入学料、就学中の授業料等の支給 など
	5 調査研究 <ul style="list-style-type: none">・貧困の実態や各種支援の実態を把握するため、必要な調査を実施

【達成目標】

目標項目	現行値 (H26)	目標値 (H31)
生活困窮世帯及び生活保護世帯向けの学習支援事業の実施市町村数	4市町	
ひとり親家庭等学習支援事業の実施市町村数	2市	
スクールソーシャルワーカーの配置市町村数	11市町	
毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村数	15市町村	
生活困窮者又は生活保護受給者就労準備支援事業の実施市町村数	2市町	
ひとり親家庭を対象とした高等職業訓練促進継続給付金事業の実施市町村数	一	全市町村
ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金事業の実施市町村数	11市町村	

【計画の進捗管理】

関連事業の遂行に際してはPDCAサイクルを取り入れ、子育て王国とっとり会議において進行管理。事業の進捗状況や調査分析等を踏まえ、必要に応じて施策等を見直す。

指定居宅介護支援事業者の指定取消処分等について

平成27年10月7日
東部福祉保健事務所
長寿社会課

有限会社ケア・サービス博愛に対し介護保険法（以下「法」という。）の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定取消処分を行いました。併せて当該事業所の介護支援専門員の登録の消除処分を行いました。

1 居宅介護支援事業者の指定取消

(1) 指定取消対象事業者及び事業所概要

法人 事業者	名称	有限会社ケア・サービス博愛（鳥取市吉方温泉2丁目516）	
	代表者	代表取締役 田光 信明（たこう のぶあき）	
事業所	名称	ケア・サービス博愛ケアプランセンター 千代水（鳥取市千代水4丁目45）	有限会社ケアサービス博愛ケアプランセン ター（鳥取市吉方温泉2丁目516）
	管理者	田光 信明	休止中のため不在
	事業種別	居宅介護支援	居宅介護支援
	指定日	平成24年9月1日	平成14年5月14日 (平成26年12月1日から休止中)

(2) 指定取消年月日

平成27年10月15日（指定取消処分の決定日：平成27年9月15日）

(3) 指定取消の理由

当該事業者は、居宅サービス計画を作成していないにも関わらず、不正に介護報酬を請求し受領している場合があった。また、当該計画が作成されているものについても、利用者の居宅訪問・面接、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合には、介護報酬額を減算請求すべきところ、このことを知りながら減算せず不正に請求し受領した。（不正請求額11,138,500円（平成22年4月から平成27年3月まで））

このことが、法第84条第1項第6号（指定の取消し等）に該当するため。

<参考>介護報酬の返還

今後、各保険者（鳥取市、八頭町）が不正請求額を精査し、返還を求める事となる。

2 介護支援専門員の登録の消除

(1) 対象者

氏名：田光 信明（たこう のぶあき）

介護支援専門員登録番号：31020050号

(2) 消除年月日

平成27年9月15日

(3) 消除の理由

対象者が居宅介護支援事業者の指定取消処分を受け、指定取消の理由が、法第69条の39第2項第1号（介護支援専門員の義務違反及び信用失墜行為の禁止違反）に該当するため。

指定居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定取消処分について

平成27年10月7日

東部福祉保健事務所

介護保険法（以下「法」という）の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定取消処分を行いましたので報告します。

1 株式会社アール&エス

(1) 指定取消対象事業者及び事業所概要

事業者	名称	株式会社アール&エス（鳥取市賀露町南1丁目1-35）
	代表者	代表取締役 段田 夏樹（だんだ なつき）
事業所	名称	みんなのライフケア（鳥取市賀露町南1丁目1-35）
	管理者	段田 夏樹
	事業種別	訪問介護及び介護予防訪問介護
	指定日	平成23年8月23日

(2) 指定取消年月日：平成27年11月5日（指定取消処分の決定日：平成27年10月5日）

(3) 指定取消の理由

当該事業者は、同居家族にサービス提供できることを知りながら、サービス提供を行い、介護給付費を不正に請求し受領した。

また、監査時に、退職した職員が事業者の同居家族にサービス提供したように見せかけるため、偽造した訪問介護記録票や給与明細書を提出し、虚偽の報告、答弁を行った。

このことが法第77条第1項第6号、第7号、第8号及び第115条の9第1項第9号（指定の取消等）に該当するため。

・不正請求額 4,208,652円（平成24年9月から平成27年5月サービス提供分）

2 あしかわ合同会社

(1) 指定取消対象事業者及び事業所概要

事業者	名称	あしかわ合同会社（鳥取市吉方温泉3丁目671-3）
	代表者	代表社員 芦川 美代子（あしかわ みよこ）
事業所	名称	面影デイサービス（鳥取市面影1丁目2-8）
	管理者	芦川 美代子
	事業種別	通所介護及び介護予防通所介護
	指定日	平成26年10月21日

(2) 指定取消年月日：平成27年11月5日（指定取消処分の決定日：平成27年10月5日）

(3) 指定取消の理由

当該事業所は、指定申請時に勤務予定のない職員の名前を使った勤務表を提出し、人員基準を満たしているようにみせかけて、不正の手段により指定を受けた。

管理者の配置がない期間や、生活相談員、介護職員等の配置基準を満たさない日が多数あった。

このような人員基準欠如にありながら、介護給付費の減額請求を行わず、不正に請求し、受領した。

また、監査時に勤務実態のない職員の名前を使った勤務表を提出し、虚偽の報告、答弁を行った。

このことが法第77条第1項第3号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第115条の9第1項第9号（指定の取消等）に該当するため。

・不正請求額 2,443,900円（平成26年10月から平成27年7月サービス提供分）

<参考>介護報酬の返還

今後、保険者（鳥取市）が不正請求額を精査し、返還を求めることがある。

報 告

児童福祉専門分科会は、鳥取県社会福祉審議会規程第4条第4項第4号に基づき、下記事項について平成27年4月14日に決議したので、同規程第8条の規定により報告します。

記

児童福祉法施行令第29条に規定する里親の認定に必要な決議

次の者についての認定を、適當と認めた。

区分	住所	答申年月日
養子縁組里親	東伯郡	H27.5.21
養育里親	境港市	H27.5.21
養育里親	西伯郡	H27.5.21

